

(公開用 会議録と一部異なる部分があります。)
平成 27 年第 4 回設楽町議会定例会 (第 1 日) 会議録

平成 27 年 12 月 1 日午前 9 時 00 分、第 4 回設楽町議会定例会 (第 1 日) が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 今泉吉人 | 2 河野 清 | 3 金田敏行 |
| 4 夏目忠昭 | 5 金田文子 | 6 高森陽一郎 |
| 7 熊谷 勝 | 8 伊藤 武 | 9 山口伸彦 |
| 10 田中邦利 | 11 松下好延 | 12 土屋 浩 |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	佐々木孝
教育長	後藤義男		
総務課長	原田和久	出納室長	鈴木正吾
企画ダム対策課長	鈴木伸勝	津具総合支所長	佐々木一夫
生活課長	氏原哲哉	産業課長	澤田周蔵
保健福祉センター所長	滝本光男	建設課長	原田直幸
町民課長	佐々木輝	財政課長	大須賀宏明
教育課長	原田利一		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 鈴木浩典

5 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

1 夏目忠昭議員

(1) 普通交付税合併算定特例後の町財政見通しと町づくり活性化方策について

2 田中邦利議員

(1) TPP 大筋合意について

(2) 小型バイオマス発電について

(3) 国保法 44 条にもとづく医療費負担減免制度について

3 金田文子議員

- (1) 新年度予算編成にあたって3視点から質す。
 - ① 町民の主体的取り組みを促す視点から、認知症サポーター養成の方向性を問う。
 - ② 公共施設等管理における中長期健全財政計画の視点から、設楽町汚水処理計画の「集合処理」と「個別処理」に係る財政計画を問う。
 - ③ 行政職員の自己満足で終わらない事業立案の視点から、PDCAサイクル実践の実状について「防災訓練」「プロモーション映像(PV)」の2事業について28年度のACTION(実行)を問う。

4 今泉吉人議員

- (1) 要介護者、身体障害者等が生きがいのある豊かな暮らしをするために。
- (2) 津具スポーツ広場に多目的トイレの設置について。

5 河野清議員

- (1) 津具地区に於ける支援住宅、医師住宅について

- 日程第6 報告第11号
専決処分の報告について
- 日程第7 同意第5号
設楽町神田平山財産区管理委員会委員の選任について
- 日程第8 議案第73号
設楽町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
- 日程第9 議案第74号
東栄町と設楽町間の情報ネットワーク事務の委託の廃止について
- 日程第10 議案第75号
豊根村と設楽町間の情報ネットワーク事務の委託の廃止について
- 日程第11 議案第76号
工事請負契約の変更について
- 日程第12 議案第77号
財産の取得について
- 日程第13 議案第78号
財産の取得について
- 日程第14 議案第79号
財産の取得について
- 日程第15 議案第80号
設楽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について

- 日程第 16 議案第 81 号
設楽町ふるさと寄附金基金条例について
- 日程第 17 議案第 82 号
設楽町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について
- 日程第 18 議案第 83 号
設楽町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 84 号
設楽町町営バス条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 85 号
設楽町町営バス使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 86 号
設楽町国民健康保険条例及び設楽町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 87 号
平成 27 年度設楽町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 23 議案第 88 号
平成 27 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 24 議案第 89 号
平成 27 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 25 議案第 90 号
平成 27 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 26 議案第 91 号
平成 27 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 27 議案第 92 号
平成 27 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算（第 3 号）

会 議 録

開会 午前 9 時 00 分

議長 おはようございます。会議の前に先日 11 月 29 日に今度の駅伝の壮行会が行われました。今週の土曜日ですが、12 月 5 日の日が本番でありますので、議員の皆さんもできるだけ大勢の方、応援に行っていただけだと思います。

それでは定刻になりました。ただいまの出席議員は、12 名全員です。定足数に達していますので、平成 27 年第 4 回設楽町議会定例会（第 1 日）を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

8 伊藤 おはようございます。平成 27 年第 4 回定例会第 1 日の運営について、11 月 26 日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。日程第 1、日程第

2は、従来どおりです。日程第3「諸般の報告」は、議長より報告があります。日程第4「行政報告」は、町長より報告があります。日程第5「一般質問」は、本日5名が一般質問を行います。質問は受付順で、質問時間は答弁を含めて50分以内です。本日提案されている案件は、町長提出22件です。日程第6「報告第11号」から順次1件ごとに上程します。日程第9「議案第74号」と日程第10「議案第75号」、日程第19「議案第84号」と日程第20「議案第85号」は一括上程。日程第22「議案第87号」から日程第27「議案第92号」までの6議案も一括上程します。以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願いをいたします。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を、議題とします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番熊谷勝君、8番伊藤武君を指名します。

議長 日程第2「会期の決定について」を、議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日12月1日から12月15日までの15日間としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。会期は、15日間と決定をいたしました。

議長 日程第3「諸般の報告」を、行います。議長として、例月出納検査結果、議員派遣、陳情書の取り扱いについての報告をします。監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、平成27年度の8月分、9月分、10月分の結果報告が出ております。事務局で保管をしておりますので、必要な方は閲覧をお願いします。議員派遣について、会議規則第129条第1項のただし書きの規定により、議員派遣を別紙のとおり報告します。次に、陳情の取扱いについて、お手元の議事日程にとじ込みで配布してありますとおり、陳情5件を受理しております。議会運営委員会にお諮りした結果、陳情の受理番号12から受理番号15は文教厚生委員会付託、受理番号16号は議長預かりと決定しました。以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第4「行政報告」を行います。町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 皆さん、おはようございます。いよいよ12月、師走に入り、本年も残すところ1か月という時期となりました。11月は、例年になく朝夕の冷え込みが比較的穏やかだったかなというような気がしておりましたが、月末から徐々に寒さが訪れまして、今後は気温の急激な変化による凍結ですとか、また降雪を心配する季節となってまいりました。議員の皆様方におかれましても、健康には十分御留意をいただきたいと思っております。

本日は、12月議会定例会の開会にあたりまして、議員全員の皆様方に御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、国政におきましては、御承知のようにTPP対応ですとか、消費税軽減税率等、内外に重要課題が山積する中で、首相の外交日程等によって臨時国会が10年ぶりに開催がされないという様子でございますけれども、平成28年の通常国会は、新年早々の1月4日に招集の可能性が有力だということも報じられておる昨今でございます。一方、国外では、旅客機墜落事故ですとかフランス・パリでの「同時多発テロ」、また戦闘機の銃撃など、ヨーロッパ・中近東周辺におきまして極めて緊張状態にあり、不穏の様相を呈しております。また、来年以降、伊勢志摩サミット、ラグビーワールドカップ、そして東京オリンピック・パラリンピック等、国際会議、大会等、こうした開催を目白押しに控えている我が国であります。決して対岸の火事ではなく、国内外ともに大変慌ただしい年の瀬を迎えようとしておるところでもございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。最初に、当初予算編成についてであります。普通交付税の合併算定特例10年間が経過することに伴いまして、今後はさらに厳しい財政状況が見込まれる中、3月議会定例会への当初予算上程に向けて、複雑化、多様化する行政課題に的確に対応するため、現在、各課から出された予算要求内容を財政課でヒアリング、査定をしている最中でございます。新年度予算につきましては、将来を見据えた中長期的な観点から、歳入予定額に基づき歳出総量規制により、「選択と集中」をよりいっそう重視して事務事業の見直しや節減効果を追求するとともに、新たな地方創生総合戦略の具現化等、創意・工夫を加え、「限られた財源で最大の効果を発揮」できるよう、職員一人一人がチャレンジする気概を持って、平成28年度当初予算編成に取り組んでまいります。

次に、田口地区の公共下水道事業について報告をいたします。まず、下水道説明会についてであります。「田口地区における下水道事業のあり方に関する検討会」における協議の結果、現在、田口地区公共下水道事業について、11月5日の本町区第1回目を皮切りに、12月10日の萩平区まで8回の説明会を計画し、11月末までで5会場を終えております。この説明会では、1つは公共下水道の事業計画、2つ目に宅内排水工事に係る費用と町からの助成制度、そして3つ目に使用料及び加入分担金等について説明をしたうえで、公共樹の設置意向調査の実施に係る説明と協力を併せてお願いをしているところでございます。今後、説明会で出されました貴重な意見を整理、検討しまして、田口地区の公共下水道事業を

円滑かつ計画的に進めてまいります。続いて、愛知県事業評価監視委員会の結果について報告をいたします。11月16日に愛知県庁において、田口地区公共下水道事業の公共性が愛知県事業評価監視委員会で審議がされました。この下水道事業は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、都道府県代行事業により愛知県と設楽町で整備を進めますが、実施にあたり、公共事業としての事業評価、これは事業の効率的・効果的な事業の執行、その過程の透明性、客観性の確保等について、愛知県事業評価監視委員会で審議をしていただき、公共事業としての是非について判断していただくものであります。この審議の結果、公共事業としての妥当性、必要性等を認めていただきました。

次に、ゆるキャラグランプリ 2015 についてであります。本町の「とましーなちゃん」は、昨年度に続き、11月21日から23日まで浜松市で開催された「ゆるキャラグランプリ 2015」にエントリーし、町内外の皆様からたくさんの投票、温かい声援をいただき、誠にありがとうございました。最終的な得票数は2,112ポイントで、ご当地ランキングは、1,092体中534位、企業ゆるキャラを含む総合ランキングは1,727体中801位でありました。大会期間中は、3日間延べ76,894人が来場され、設楽町及び「とましーなちゃん」をしっかりとPRをしてまいりました。

次に、マイナンバー通知カードの配布についてであります。設楽町内では、11月23日からマイナンバー通知カードが順次配達が行われ、11月30日時点で1,882世帯、約86%に通知カードが届けられました。一方、自宅に配達されず町へ返送されたものは、転居また宛名不明等45件、受取拒否7件の52件であります。なお、豊田局管内の沖ノ平地区の住民については、11月20日に町へ3件返送されております。今後、個人番号カードを希望される方は、通知カードに同封されている交付申請書に顔写真を貼り、返信用封筒で返信することで、1月以降、町民課において個人番号カードが交付されます。

次に、市町村対抗の万博駅伝についてであります。冒頭、議長からの報告がございましたように、平成18年12月に県内全市町村参加により第1回大会が開催されて以来、本年度で第10回目の節目となる市町村対抗万博駅伝が、12月5日の土曜日に愛・地球博記念公園で開催されます。各世代で選出された選手の皆さんは、町の誇りと自らの名誉を背負って力の限り公園内を激走されますので、町民みんなで応援をし、心より御健闘を期待申し上げたいと思います。

次に、新東名高速道路の開通についてであります。開通時期を1年延長して建設が進められています「新東名高速道路」の浜松いなさJCTから豊田東JCTまでの延長約55kmは、平成28年2月中に開通できる見通しが、中日本高速道路株式会社から記者発表がありました。この区間の開通により、東名高速の渋滞緩和や、沿線では企業立地の促進、また奥三河地域への日帰り観光圏域の拡大など、地域の活性化が期待されるものであります。

本日は、5名の議員による一般質問に続き、専決処分の報告1件、人事案件1

件、事務を取り扱う郵便局の指定1件、事務委託の廃止2件、契約関係4件、制定条例3件を含む条例関係7件、一般会計・特別会計の補正予算6件、合計22件を上程させていただきました。慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。議会定例会開会に先立ちまして、私の行政報告とさせていただきます。

議長 「行政報告」は終わりました。

議長 日程第5「一般質問」を、行います。質問は、受付順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内です。はじめに、4番夏目忠昭君の質問を許します。

4 夏目 それでは議長のお許しをいただきまして本壇より第1回目の質問をさせていただきます。私からは普通交付税合併算定特例後の町財政見通しと町づくり活性化方策についてお伺いいたします。平成28年度予算編成につきましては、現在、その作業進行過程と思いますが、平成27年度策定中の設楽町版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「同人口ビジョン」及び平成28年度策定予定の「設楽町総合計画（2017～2026）」並びに「公共施設等総合管理計画」との関連もあるので、普通交付税合併算定特例後の町財政見通しと町づくり活性化方策について、下記のことをお伺いいたします。

1. 普通交付税合併算定特例期限後の平成28年度～32年度までの5年度の普通交付税の減額見込み額及び平成33年度以降の減少額についてお伺いします。2. 現在策定中の設楽町版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」「同人口ビジョン」によると、2040年の設楽町の人口を3,800人と想定しているが、2015年度現在と2040年度想定「標準財政規模」「普通交付税額」「経常収支比率」についてお伺いします。3. 普通交付税の算定基礎として、人口・面積・小中学校数・道路面積等が大きな要素として挙げられているが、その人口設定を2040年3,800人とし、その誘導施策が毎年10世帯の移住と転出抑制のみでは国の提唱している地方からの創生、元気な地域づくり・ひとづくり・しごとづくりの論理からすると物足りないと思うが、他の積極的な施策を打ち出せないか。これをお伺いします。4. 2015年現在の東栄町の現状は次のとおりです。人口（平成22年国調）3,758人、標準財政規模2,125,374千円、普通交付税1,571,369千円、経常収支比率82.5%、職員数82人です。2040年の設楽町人口設定3,800人としていますので、東栄町の人口、現在の平成22年国調は3,758人、これとだいたい比較して、似ていますので、比較検討の見解を町長にお伺いいたします。以上で、第1回目の本壇の質問を終わります。

財政課長 それでは財政課のほうから質問項目の1、2、4についてお答えいたします。お手元にA4の横版で資料を配っておりますので、そちらを参考としながらお聞きください。まず1点目、平成27年度の普通交付税算定における合併算定替の額は、261,921千円となっております。目安として、この額が28年度以後5年

間で徐々に減額されることとなります。33年度以降の減少額は、質問項目2で詳しくお答えいたしますが、5年ごとの減少率で6.1%、128,539千円から106,422千円で、2040年までに合計で468,994千円の減額を想定しております。

次2番目の項目です。2015年度の状況は、標準財政規模3,383,230千円、普通交付税額2,369,112千円、経常収支比率、これは2014年度の決算による数字ですが、85.3%となっております。2040年度を想定するにあたっては、5年前の2010年度の数値との比較検討を行いました。標準財政規模は標準税収入額等、これは町税、地方譲与税、それから県からの税を財源とした交付金等の合計になります。それと普通交付税、あと臨時財政対策債振替相当額、臨時財政対策債は普通交付税の減額分を起債により振り替えるもので、後年度元利償還金の100%を普通交付税で措置されるものです。この3つの合計となることから、これらの数値も5年間の比較をしました。また経常収支比率は経常経費充当一般財源等の数値も必要なことから、これらの数値についても比較の対象としました。また質問項目4にありますように、人口ビジョンにおける2040年の目標数値3,800人は、現在の東栄町の人口と非常に近いことから、この数値も参考といたしました。さらに想定にあたっては、普通交付税算定における人口は国調人口を5年間据え置いて使用することから、2020年から5年刻みで2040年の数値を求めることとしました。これらに基づきまして標準財政規模は5年ごとに8.2%減少、普通交付税は先ほど申し上げましたとおり2020年には261,921千円減少し、以後5年ごとに6.1%減少、経常収支比率については、経常経費充当一般財源等が5年ごとに4.7%減少すると仮定しました。この結果、標準財政規模2,306,600千円、普通交付税額1,638,197千円、経常収支比率98.1%と想定しました。経常収支比率高騰の理由は、今後施設維持管理等の抑制対策等を何も講じないものとして推計したため、今後施設の年数が経つたびに一般財源のほとんどを経常経費が締めてしまう恐れがあります。来年度策定する公共施設等総合管理計画でしっかり計画を立てていく必要があると思っております。

最後に4点目についてお答えします。2040年の設楽町の想定数値と2015年現在の東栄町の現状を比較すると、標準財政規模で181,226千円、普通交付税で66,828千円、経常収支比率で15.5%設楽町のほうが上回ることとなります。これは、普通交付税算定における基礎数値である総面積、道路の面積及び延長、小中学校数が設楽町のほうが多いことによって、このように推定しました。また経常収支比率については、東栄町のほうが施設数も少なく、職員数も現在の設楽町より30名ほど少ないこと、また合併しなかったことから、その他経常経費の抑制に極力務めた等の結果によるものと推察します。以上です。

企画ダム対策課長 それでは夏目議員の3点目の毎年10世帯の移住と、転出抑制のみでは物足りないではないかという御質問でございます。平成22年に日本の総人口が1億2800万人あまりであったものが、国立社会保障人口問題研究所の将来人口予測によれば、2040年には1億700万人程度、16.5%減となると予想されてお

ります。その上、大都市部への集中もますます進むとされ、大都市部から離れた設楽町のような地域はますます厳しい状況に置かれていくものと予想をされます。こうした中で毎年10世帯の移住を進めるということ自体、日本全国の移住者の奪い合いの様相となり、非常に厳しい目標数値とも取れます。今年度、地方創生総合戦略で人口問題を解決するための諸施策を集中的に検討しております。そして来年度総合計画策定に向け、町全体の目指すべき姿をまとめ、新しい設楽町づくりを進めていくこととしております。人口目標値を達成するために、移住のサポート施策が重要であることはもちろんですが、助成のばらまき合戦ではなく、地域の移住者に対するサポートの充実が、設楽町がきらりと光り、移住者が長く定住する決め手の1つかと思います。現在、町内4地区で進めようとしている移住推進委員会をきっかけにして、定住施策とサポート体制の充実の両輪で地道に対応することで達成できる体制を組み立てていきたいと思っております。また、今進めている移住定住施策は、町全体の目指すべき姿の大きな柱の1つとして位置づけますが、それ以上に、設楽町の道路網など生活基盤、人の動きに大きな影響を与える設楽ダム水源地域整備事業をはじめ、そのさきがけとなる清崎地区の歴史民俗資料館、集客施設の整備を含めたダム湖周辺整備事業、雇用に結びつくような農林、観光産業などの育成など、設楽町を取り巻く喫緊の課題に対する施策を含めて、総合計画策定の中で検討していく予定であります。

- 4 夏目 ただいまの御答弁の中に、経常収支比率につきまして、財政課長のほうから御答弁がございました。この数字を見てみますと、2040年、現在が2015年、経常収支比率は、2015年現在で85.3%という数字が出ております。そして2040年では98.1%という数字が、今現在報告されました。これにつきましては、現在の状況を念頭に置きながら、税金並びに交付税、いろいろな譲与税、そういうものを勘案して出されておるわけでごさいます、またその現状では、施設が現在の規模の上での状況を説明されたと思います。しかしながら、そうしますと、現在経常経費85.3%のものが、将来的な2040年の推計では98.1%という数字になりますと、これは相当、要するに逆に言うならば、投資的経費にまわるものが、あと1.9%しかないという状況になります。ということはですね、経常収支比率そのものは、義務的経費が相当影響を与えておるわけですし、義務的経費というのは、人件費並びに扶助費そして公債費、この3つで構成されております。公債費につきましては、これは国債の返還ですのでいじりようがございません。そうしますと、あと人件費と扶助費、これを相当削らない限りにおいては、現在の水準、すなわち85.3%を維持できない。また先ほど、東栄町の数字の中では、82.5%、現状の2015年ですね。この実数が示されましたが、現状でも東栄町は設楽町よりも経常収支比率は82.5%、設楽町は85.3%ですので、約2.8%ですか、そのくらい東栄町のほうが、経常収支比率が下回っているわけですがけれども、ここまで持っていくとなりますと、相当、現在の公の施設を、要するに廃止統合するなりしなければならぬだろうと思っておりますし、それから人件費、現在設楽町が112人ほ

どの職員がみえますが、これを相当また東栄町並みにもっていかなければならないということと、それから現在行っている各種公共サービス、すなわち福祉に際する施策等につきましても、削らなければならないという心配が出てくるわけです。したがって私は、現状で2040年、3,800人を想定したような総合戦略の計画のあり方について、少し疑問を投げかけて、町民の皆さま方は現在でも、まだ活力が足りないということで嘆いておられますが、2040年に対して3,800人という想定につきましては、先ほど申しましたように、あらゆる数字が減少し、そしてあらゆるサービス、そして職員の減少、施設の統廃合、こういうものを想定しないと、町財政の運営はなされないということです。そういうことにつきまして、現状で、これを打破するような施策をもう少し考えないと、町民の皆様方に対して、期待に応えられない、というよりも、現状のサービスを相当削減しなければできないと思いますが、そのへんにつきまして、町長のお考えをお伺いします。

町長 今、夏目議員から御指摘をいただきました件、やはりこれから将来の町づくりを見据えていったときに、人口の減少というものは一つの目標というか、町の姿の中にそうした大きな要素が出てくるということは承知をしております。そうした人口減少の中であって、現在まで継続とか存続しておる今までの町の姿にあるいろいろな体制、公共施設ももちろんですが、職員の数ももちろん、そういったものをどこかで削減をしないと、そうした人口体系に基づく行政というものを進めていくことは不可能ではないかと、こういう御心配をされるむきではございません。そのとおりだと思いますが、私はそうした中に、やはり一方では今ある町の状況というものを、これから生活をしていく人たちにとっては、なんら今の状況から不便さを感じず、そしてまた暮らしやすい状況を一方では整備をしていかなければいけない。そのための財源をどう確保するのかということと見合わせながら、これを進めるということは当然なことでありますけれども、今御指摘をいただいているような内容等については、先ほども課長が申し上げておりますが、これから進めていく総合計画の戦略の中に、一つずつ、そうした必要というか目指すべき方向性をまとめながら、一方では公共施設等あり方、方針を決めていくかという計画を、これから作ろうとしております。そうした中に、今のような課題を、十分取り入れるなかで、それに見合った財政状況を把握しながら、こうした町づくりを進めていかなければならないということも十分考えているところでもございます。そうしたことを取り上げる中で何か方策が考えられないかという御質問もでございます。企画課長が申し上げておりましたけれども、新しい町の姿というのを、設楽町で見定めていくとき、何ができるか。地方創生ということで、その自治体独自の政策論といったものを立ち上げなければいけない。設楽町はどういった方向が目指していくことが考えられるのかという中で、私は、やはり設楽町にあってほかにはない体制というのと、どうしてもこれから将来の町づくりの中には、このダムの存在というものは、これはやはり注目視をして、またそれを

どういうふうまちづくりのために位置づけていくか、そういったものを、やっぱり中心的に物事を考えなければならないことだろうと思います。そういう中にダム湖周辺整備という名の下で、いろいろなメニュー、政策を講じるわけですが、1つにはやはり町外からの人の流入がされるような、そしてここで多くの人たちが留まっていたいて、そこでいろいろな活性化につながっていくような体制づくり、そのための公共性のある施設を整備するとか、また一方では今まである施設を二重三重と同じような目的のものを継続するというよりも、削減できるものは削減し、見直しをしていくと、こういうようなことと並行して、こういったものを作り上げていく必要があるかと思っています。そういう中に、今までにない姿というのは、やはり観光の面で人を集客しようとする、そこで生まれる雇用ですとか、そして一方では農業、林業、ここはやはり北設楽郡でも水田の中心地となっておる名倉ですとか、津具地区。こうしたところの農業基盤というものを活用し、また継続ができていけるような、そういった施策をこれから講じていく必要があるかと思っています。そうしたことを総括して、人口3,800人というものをターゲットには一方ではしますけれども、やはりこれから今までになかったような、やはり人の集客、そして外からも入ってきていただけるような、そういう環境づくり、そうしたものを計画の中に位置づけて、これを進めていくべきだろうと思っております。以上です。

- 4 夏目 先般、議員の研修会がございまして、愛知県の県としての人口ビジョン並びに総合戦略をお聞きしました。これは御存知のように、平成26年5月、増田レポートが出されまして、消滅可能性都市という大きなインパクトが新聞紙上でも報道されました。この中に我が設楽町も、全国でその消滅可能性都市は試算の結果896自治体があるということで、我が設楽町並びに残念ながら北設楽郡全部の東栄町や豊根村もはいつております。で、そのところで、今度は愛知県は、現在の人口、すなわち、これは2010年現在ですけれども、7,411,000人をそのままいけば、2040年には6,813,000人に減少する。それを何らかの施策を講じてケース1、ケース2で、ケース2のほうを採択して、2040年現在では7,345,000人、ここらへんに抑えよう。すなわちこの減少率は0.9%くらいに抑えたいということをおっしゃるわけですし、このへんのところはもう県のほうは企画を通じて各市町村に状況を報告されているはずだと思いますが、要するに県としましては、そういうような現状の人口減少率を見ますと、2040年時点では6,999,000人。先ほどちょっと間違った数字を、45年の数字を言いましたけれども、2040年現在では6,999,000人に落ちる予定のものを7,345,000人まで抑えるということなのです。これはやはり各部局のほうで、いろいろな施策をし、そういう施策を実行した上で、0.9%まで人口の減少を抑えるという状況を言っております。そしてその中には、三河山間地域のいろいろな施策も、この間では報告されておりました、その方策については今ここでいちいち申し上げることは時間がございまして控えますが、大きなところでは木材の一貫した流通加工の体制強化だとか、そ

れから空き家対策、そしてくらしの環境の整備ということで、バス路線の整備や何かをあげているわけですし、そのほかに移住定住の促進ということでもいろいろ事業をあげております。そういうようなものを、今度は県のほうでどういう具体的な方策を定めて、実際に三河山間地域の人口、平均的にその0.9%の減少で、三河山間地域が抑えられているとは思いませんが、県全体ではそういう努力を、いちいちの施策をしながら、将来の、このままほっておけば減少するであろう人口を、最低限の0.9%までに抑えて、そして活力ある愛知県を作りたいと、こういうことであります。理念としましては、全国のほうの内閣が打ち出しました総合戦略も同じでございますので、我が設楽町、現状で毎年10世帯の移住とそれから転出の抑制だけでは、とてもじゃないですが、これは町民が望んでいるような活力あるこの地域を創生することはできません。先ほど企画課長なり町長なり言いましたが、ダムを想定したものについてどうするかということは、これはもうスパンからすれば10年20年向こうのものでして、現状でしっかりその施策を打ち出して、頭を現況で切り換えて、もう雇用なら雇用でしっかりと実際の施策を打ち出して、それをいくつも、あれもこれもでなくて、集中的に投資して人口の減少を抑える。すなわち雇用の創出をしながらですね、こちらのほうに移住定住の促進を持っていくという2つの3つの施策を講じない限りは、とてもではないですけども、これは間に合いません。で、ダムのほうの環境整備に基づいて、ダム湖整備をするというようなこともわからないではないですけども、これはスパンとしては10年20年向こうですので、現状でどういうふうにするかということはこの1年間の総合戦略の中で盛り込んで、町民にわかりやすく説明し、そしてもう少し2040年の3,800人を4,500人とか、それは希望的な数字ですのでいくつになるかわかりませんが、実体的にあらゆる施策を講じた上で、雇用の創出を図り、そしてどのくらいの雇用の創出が図った場合には減少がこういうふう抑えられるのだという具体的な施策を、打ち出してほしいという、これは私だけではなくて、町民の希望かと思っておりますので、そこらへんをもう一度お聞きします。

町長 即、注入して、この施策をやると、もう来年から人口が200人300人増えるような政策を打ち出せと、そういう話でしょうけれども、私も今これをやると200人増えます。ですからやりましょうということを、ここで講じて、これをやりますからということ、申し上げられるほど、まだ知恵の中にはありませんし、考えにはありません。しかし何もせずにおったら、将来必ずこの町の人口は減って行って、本当に消滅するぞという危機感はもちろん持っております。私だけではないと思います。今言われるように。町民の皆さんそういう心配してみえる。だから、私は皆と一緒に、やっぱり町民の皆さんと一緒に知恵を絞りながら、何かやはりそういうものを打ち出すための施策というものを一緒に作っていくべきだろうと。これは行政がやらないから町民もやらないんだというような議論があるかと思っておりますけれども、やはりそこは、やはりここに住む人たちの意識の改革、そしてそういったことへ一緒になって考えて行って、我々の力で何ができるか。

そういったことを本当に議論しながら1つずつ、そういったものを目指して、これを作り上げる。そしてそういうものを発掘し、それに基づいて、一緒になって行動していくということが、町の力になるのだろうというふうに私は思っております。決して行政が、人頼み町民頼みで、我々は何もやりませんということは、決して申しあげることにはしませんけれども、知恵を使い、そして我々行政として、きちっとそういうものを見定めて、そして町民の皆さんとともにそういった方向を目指すという、まずはそういう意識改革から進めていくことが大事ではないかと思っております。明日、このことをやると、人が増えるから、これを来年までに決めてやりましょう。私はまだ今そこまでは、はっきり申しあげることができませんので、そこへのお答えはできませんけれども、その下地となるそういう1つの材料を使って、我々がそこを目指していくのだという、そういった方向性を持って、方針をきちっと決める中で、こういった計画づくりを進めるべきだというように思っております。

- 4 夏目 ただいまの町長の発言につきましては、私としましてはですね、町長が25年10月に立候補したときの「横山光明新たに取り組む6つのまちづくり政策」これも勘案に入れながら、今質問をしているわけです。で、その中で、これをいちいち取り上げるつもりはございませんが、産業振興の取り組みが最初でございます。その中でも、木材の産業おこしだとか、それから獣害対策の強化、商工業の推進というようにいろいろありますが、ただ現状の中において、要するに一発ホームランみたいな活性施策を考えてほしいという希望もありますし、それをまた出さないですね、もうこれを、今度の総合戦略の活性化ビジョンの中には組み込めない。そういうことを私は危機感を持って申しておるわけです。たとえばですね、現在、津具のほうで、1つのこれは例ですけども、ジビエの加工工場と言いますか生産工場ができました。ではそれを、もう少し現状を見てみますと、ジビエを、要するに肉を加工する職人が足りないというならば、そういう職人を、よそから、または若い人を都会のほうからIターンでもなんでも結構ですから呼んで、5～6人育成し、そしてなおかつ町が主体的になって、都会のほうに販路を広げる。またそして供給源である猟師の育成をして、毎年継続的に、これができるような方策をする。または、たとえば昔の岐阜県の明宝村ではないですけども、そういうものを、ジビエだとか地元のブタまたは牛みたいなものからソーセージやハム、それからいろいろなもの、加工品を作っていますが、そういうようなところの加工工場を作りながら、ジビエの要するに特産品としてのブランド化を図っていき、そしてそのなかで、女性を中心としながら、加工工場を運営し、そして販売促進し、道の駅の中に売り込むというような、販売促進の、要するに雇用力も増やすということを、集中的にやりながら、雇用の拡大を図っていく。そういうようなことをしないかぎりにおいては、とてもではないですけども、これは間に合いません。総花的なことを言っている場合ではないということ、まず、私は申し上げます。そして、隣の豊根村あたりは、要するに茶臼山観

光の事業がございますし、温泉もございます。東栄町のほうでは、一応やはり東栄温泉もあり、それから花まつりという事業もあって一大観光事業を実施している。設楽町の中には、何があるかといった場合にこういうようなものがあげられることができません。したがって、現在ある「きららの森」段戸の森あたりは、もう少し観光資源としてやるならば、たとえばの話ですよ、これは1つの提案かも知れませんが、裏谷と駒ヶ原を結ぶような広域林道を作ってしまうと、平成29年には広域農道が稲武のほうから開通されるならば、豊田、名古屋あたりの観光人口を、裏谷に泊まってまた帰すのではなくて、裏谷のほうから駒ヶ原のほうまで林道を作って、そして名倉のほうに誘導し、茶臼山まわって東栄まわって、北設楽郡一周して帰っていくようなルートを作る。こういうようなことがもし過疎代行で県がやっていただけるなら、それを提案してやっていくというようなものを計画に盛りあげる。こういうようなことも1つの案かと思いますが、そういうようなものを、実体的に調査して、これを計画の中に盛り込むというだけの覚悟と、実践するものがないと、計画の中でも、また総花的なものになってしまうということ、私が言いたいわけですし、そういうようなものをぜひ一つひとつ実践しながら、先進国の事例や何かも勘案して、そういうことを伸ばして、それを計画の中に入れて、実際に人口の抑制を図ってほしい。こういうことを提案したいと思いますが、いかがですか。

町長 いろいろ御提案をしていただいたり、また今の現状を活かす方法等、持論を唱えていただきました。ジビエの流通についても、そういった御指摘をいただいたことを目標にして、今それを立ち上げ、そして地域の人たちのそういった力を発揮していただけるように、町としても当然同じ方向を向けてそうした施策にも取り組んでいく必要あるかということで、それを進めているところでもあります。で、いろいろ御提案していただくわけですが、私、先ほど申し上げたように、設楽ダムというのは、我々が望んで造ってくれと言ったものでもなんでもないわけですが、やはり国の大プロジェクトとして、この町に存在すると、この事業が存在するのであるなら、これをこの町にとってどう活かして、将来に向けてどういうふうを活用するなかで、地域整備に発展的に繋げていけるか、それを実践をしていかないと、ただダムができて、湖ができたけれども、周囲に何もなければ、これは何の、我々にとっては期待をするものではないということになってしまうということ、これではいけないということで、そういったものをやっぱりターゲットにして、大きないろいろな地域整備に活かしていこうということを考えているわけです。言われるように、たとえばきららの森から裏谷まで、裏谷から駒ヶ原まで直線的な道を作れと。何の根拠もないところからイメージと発想で、これを作ればいいのかということ、夢は語れると思うのです。私は申し上げておるのは、ダムで作っていかうとする道路だとか、それから中心になる公共事業だとか、そういったものの裏付けというのは、財源もきちんと裏付けができて、そしてそういったものをいつまでに完成させるのだという事業形態もできあ

がっているわけです。それを実践して、それをやって進めてできあがったものを、この町の人たちがどう活かして使うか。そういう、まさに夢でなくて、現実的なプランニングができる、裏付けがあってできるということを申し上げているのです。それを町の人たちは一緒になってすすめるということ。そしてそういう状況ができあがったものを、町として将来に、今までにない、将来に向けてのそういった体制と活性化に繋げるような形を作り上げる。これがうちにとってはひとつの大きな、他にない、設楽町にしかない、そういう可能性のある状況が見えて取れる。それを活かすべきだということを申し上げているのです。必ずそれを成功させていくことで、この町の将来にとって、今まで以上にやはり発展的な、そして状況ができあがる裏付けを持って、これを進めていく。それを地域の人たちのために、この町の人たちのために、繋げていくということ具体的に進めようということで、地方創生というふうに言われてはおりますけれども、それは言われなくても、どこの町でもやっけていこうとしているのです。それを設楽町にとって、できうる可能性のある話、現実的なことを具体的に進めていく。そうする形で、将来の今までにない形を作り上げる、そういうことが必要だろうと思っておるわけです。

4 夏目 今の町長の発言、それはそのとおりでございます。ただ現状として、ダムそのものについての、私が言っているのは、できあがった時点でどういうふうになるかということについて、スパン的に、今からダムを造ってもまだ10年後、実際に本当に工事にかかるのは何年後であるかということを見ると、それは10年、20年の後の話になっております。すなわち2015年から2040年と申しますと、あと25年後、そのころにはもう相当人口が衰退して、活力の元である若者やなんかもすべて出て行ってしまっているのではないかという不安も抱えているわけですし、そういう、なんと申しますかね、10年20年のスパンで現在考えておるような総合戦略ではないと思います。すなわち即効性を求めて、スピードと投資を集中して行う、こういうことでそういう地域の活性化を図ろうとしていることと申しますので、そのへんの認識をまずは改めていただきたいと、こういうふうに思います。それが1点。

それからもう1つ、もう時間もございませんので、申し上げますが、実際にこういう数字が出た場合に、これからは町民に対しまして、では2040年3,800人を想定しております。これこれの事業、すなわち毎年移住を10世帯行いまして、そして人口の流出を抑制して、設楽町2040年3,800人を想定しております。しかしながら2040年時点で、そのままになった場合には、経常収支比率がすなわち98.1%という状況になったときに、もちろんそれまでにいろいろの公共の公の施設の廃止や何かもあるだろうし、徐々に人員の削減もあるだろうと思いますが、ただ問題なのは活力をいかに維持しながらということと申しますので、ここらへんの人口の減少率をもう少し抑えないと、もう将来設楽町はだめになるということと申しますので、これをまず申し上げておきます。何にしましても、現況で、10年、20年後のスパ

ンで、ものごとを考えるのは、これは結構なことなのではけれども、それに対していかにそういう想定される数値をもう少し上げて、現状の5,300人に近い数字、すなわち5,000人程度に抑えていくような有効的な施策を町民に打ち出せるのか。それか、または我慢して2040年を3,800人であらゆるサービスや何かも抑えて、しかも役場の職員の人口も現在112人のところを東栄町並みの82人くらいに抑えますよと。どちらかに選択するかというようなことの、ようするに情報開示的な数字も、これからまた住民の皆様方に示していただいて、そして取捨選択をしていただく。こういうようなことも必要だろうと思いますので、そういう情報の開示もひとつお願いしながら、私の質問はこれにて終わります。ありがとうございました。

議長 これでは夏目忠昭君の質問を終わります。

議長 次に10番田中邦利君の質問を許します。

10 田中 TPP大筋合意について質問します。10月5日、TPP（環太平洋連携協定）交渉が閣僚会議で大筋合意されました。安倍政権は総選挙で「TPP断固反対」と公約し、国会決議で「コメや牛肉など5品目は交渉から外すこと。段階的な関税撤廃も認めない。」と決めていたのに、その公約を投げ捨て、重要5品目でも譲歩に譲歩を重ねました。しかも、国民にも国会にも秘密のままに行われました。今回の大筋合意で輸入枠は大幅に増え、関税も引き下げられます。たとえば、コメは、アメリカとオーストラリアに当初は5.6万トン、13年目以降は7.84万トンの特別の無関税輸入枠を提供。麦や甘味資源もTPP輸入枠を設け、牛肉は現在38.5%の関税を16年目以降は9%になるまで大幅に下げ、輸入急増の際のセーフガードも4年間発動が無ければ廃止になるということでもあります。まさに日本の農業と農山村を破壊しかねない暴走であります。以前、2010年のことあります。愛知県は、TPPに参加した場合の県内農業が受ける影響を試算しました。それによると、コメ生産は1割に減少、牛乳・乳製品は「皆滅」などの予想でした。農業と地方の暮らしが衰退、成り立っていかない事態になります。これまで私たちは、地域の自立をめざしてさまざまな努力を重ねてきました。しかし、その都度、政府の政策転換によって、努力はふいにされ、まるで「賽の河原の石積み」のように足元をすくわれてきました。今回もまた、「まち・ひと・しごと創生」の総合戦略を作成している矢先のTPP合意です。TPPで地元産業が潰されては「人口減少に歯止めを」という努力も虚しく響きます。ところで、大筋合意でTPP交渉は終了ではありません。協定文書の作成、各国での批准、国会承認、が必要で、アメリカでは、審議は「順調にいつても来年3月後半頃から」と報道されています。大筋合意に対し、日本国内をはじめ、各国で「譲歩しすぎ」「国益を損なう」などの批判が起きています。合意内容がさらに明らかになれば、反対、再交渉などの声はさらに増えるでしょう。決着はまだまだこれからのこと

です。日本農業と農山村地域に壊滅的な打撃を与えるTPPについて、町長に反対の態度表明を求めるものです。町長の見解をお尋ねします。

次に小型バイオマス発電について質問します。町は、「木質小型バイオマス発電」を再生可能エネルギーの利活用、林業振興の決め手としてあげ、具体化を検討しており、本年5月の全員協議会で中間報告がありました。再生エネルギーと木質バイオマスエネルギーの活用は2008年（平成20年）地域エネルギービジョン策定以来の懸案事項であり、具体的な事業着手が待たれます。町議会も、毎年視察を行い、調査研究を行って事業の推進を促してまいりました。来年度のバイオマスエネルギーの視察に議会が出かけるころには計画が大きく前進していることを切望するものであります。温暖化防止と原発に代わるエネルギーとして自然エネルギー、再生可能エネルギーが注目され、その可能性が大きく広がりました。自然エネルギー資源に恵まれた設楽町の出番の情勢がやってきたわけです。しかし、せっかくの好条件にある設楽町ですが、町内消費エネルギーは石油、ガソリン、電力会社の供給する電気に依存し、それらの購入をとおして町内所得や資産が町外に流出してしまっています。こうした矛盾を解消し、エネルギーの地産地消、「100%自給」をめざす取り組みがいまこそ重要ですが、その一環として木質バイオマスエネルギーの利活用が大いに期待されます。1. 町長は先の町長選挙で、木質バイオマス発電を公約の第一に掲げました。本年8月の飯田市における議会視察で、木材チップによる小型バイオマス発電は、建設費やチップ使用量の面などで導入可能であり、バイオマス発電として「有力」との感触を得ました。町もこの間、小型バイオマスガス化発電について鋭意研究・検討を重ねてきたと思いますが、5月の中間報告から半年が過ぎました。その後の「木質小型バイオマス発電」プロジェクトの進展状況はどうか、お尋ねをします。2. 中間報告のなかで課題として挙げられた、「木質小型バイオマス発電」のための燃料確保、事業主体確保の見通しはどうか。また、この発電については稼働実績が乏しいことから実用性の確認が必要だとしていたわけでありましたが、それはどうなったか、お尋ねをします。3. 地方創生のなかで、若者世帯のIターンUターン作戦が練られています。石徹白の視察では、小水力に係わる分野でしたが、取り組みを契機に集落存続を住民みんなで考えるようになり、若い移住者の実現に成功した事例を見聞できました。「木質小型バイオマス発電」プロジェクトを「発電、だけに終わらせず、エネルギーの地産地消を目指した地域全体の活性につなげていくもの」にしなければならぬと思います。木質バイオマス発電と同時に、木質バイオマスボイラーの導入や、公共施設、地域を対象にした熱供給事業は考えられないか、お聞きします。4. 設楽町は、木質バイオマス、森林資源を重視した政策をすすめ、これまで幾つかの実績を上げてまいりましたが、さらに、先進町として進んでいくよう期待するものであります。そのために、バイオマス利活用の取り組みを町内外に発信し、地域の活力を引き出し、全国の注目も集めるような全国的なモデル地区になってほしいと思います。林野庁の木質バイオマスエネル

ギーモデル地域の選にはもれましたが、「バイオマス産業都市」などのモデル事業にひきつづき立候補し、指定を獲得するよう努力する考えはないか、お尋ねをします。

国保法 44 条にもとづく医療費負担減免制度について質問します。お医者さんにかかる場合、国保の場合、かかった医療費の 3 割を窓口で支払います。これが、医療費一部負担金です。国民健康保険法第 44 条では、「特別の理由がある」ために患者が「保険医療機関等に」「一部負担金を支払うことが困難」な場合に、保険者は、市町村であります。一部負担金を減額すること、一部負担金の支払を免除すること、一部負担金の徴収を猶予することなどの措置を採ることを認めています。そして、厚生労働省は 2010 年保険局長通達で、減免の基準を示し、対象を世帯主に次の事情が生じた場合としました。あわせて、減免した市町村に国が特別調整交付金を出して財政支援することとなったことはみなさんご存知のとおりです。減免対象になるのは、1. 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、障害者となり、または資産に重大な損害を受けたとき。2. 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。3. 事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。4. 上記に類する事由があったときなどであります。保険局長通知から 4 年間に経過し、県内の多くの市町村がこの減免制度を実施することになりました。少し前の調査ですが、2013 年時点で、県内で減免制度を設けているのが 50 市町村 92.6%、生活保護基準を基にした減免制度を実施しているのは 46 市町村 85.2%というところまでできています。しかし、設楽町ではいまだ、未実施で、町の国保条例に国保法 44 条に対応する条項がありません。不況と生活苦が広がり、3 割の医療費が払えず、医者に行けない世帯が増加していると言われていて、経済的理由から受診を自己規制するケースも増えていると言われていて、国保法 44 条に基づく減免制度がなぜ未実施なのか説明を求めます。そして、ただちに条例改正をして減免制度を創設するよう要求するものであります。答弁を求めます。以上で、第 1 問目の質問といたします。

町長 それでは御質問のなかから、私がまず冒頭御質問いただきました T P P の大筋合意についてお答えをさせていただきます。まずこの農林水産業をはじめとして幅広い分野において、国民生活に大きな影響を及ぼすものでございます。特に産業基盤が脆弱な地方におきましては、経済ですとか、また生活などへの影響が懸念されるということで、私も認識をしているところでございます。そうした中で、愛知県は T P P の大筋合意を受けて、知事を本部長として愛知県 T P P 対策本部を立ち上げていただいております。そしてこの中で、この T P P に係る情報収集ですとか影響調査を進めるということで、現時点では地域経済にかかる影響額の試算は難しいということも聞かされております。こうした中で、政府は 11 月 25 日、T P P に対応するための対策をまとめるということで、「総合的な T P P 関連政策大綱」、これを発表されております。その内容を見ますと農業関係者への影響

緩和策が柱となっていると聞いているようなところでもございますが、TPPに対する私の見解といたしましては、「国は、こうした交渉内容の詳細や農林水産業に及ぼす影響について、十分な情報開示と説明を行う。まずこれをしていただくということが肝要だろうと思っております、こうした中で、この必要な対策を早期に明らかにして、かつ、十分に講じてもらうことが、まずは先決だと。それが責任だとも考えているところでもあります。こうしてTPP協定に関わらず、生産者が将来に亘って意欲をもって経営を継続できることが重要であると考えているところでありまして、農林水産業の競争力の強化、これに向けで取組みを早期に、また着実に実行するということと、食料自給率の向上に資するためのこうした農林水産関連施策の一層の充実、そしてこうしたものへの強化を図っていただいて、持続可能な力強い農林水産業として、今後も確立をしていけるように引き続き国に求めてまいりたいと思っております。以上です。

企画ダム対策課長 小型バイオマス発電の1問目、現在のプロジェクトの進捗状況はという問いでございます。プロジェクトの協議会は、今年これまでに2回開催をしております。今月中旬には第3回目の協議会を開催予定を持っております。また、今月は併せて先例地調査も実施をします。先例地調査では木質チップを燃料とした200KW以下級の設備を有する施設2か所を調査し、プロジェクトにおいて適切な設備を判断していきます。協議会では、これまでの木質バイオマスエネルギーに関する経緯を踏まえ、地域や施設への熱電供給を中心に議論を進めております。今後は連動して実施しております「公共施設等における再生可能エネルギー利用可能性調査」の結果を踏まえながら、このプロジェクトの内容を固めていこうと思っております。2つ目の燃料確保、事業主体の確保の見通しはどうかというところでもあります。森林組合の平成26年度木材生産量のうち木質バイオマスエネルギーとして用いることが妥当とされる、いわゆるC材というのは約250m³です。現状、木質バイオマスガス化発電で国内導入の事例のある最小規模、45KW級の設備でも年間400m³の材が必要とされるだけに、このC材のみで設備の燃料を賄うということは困難であります。そのため、安定的に設備を稼働させるには、切り捨て間伐によって山地に残された材や枝葉等非有価木の活用が欠かせません。特に非有価木はこれまで産廃として20,000～30,000円/tで有償処分されてきましたが、これら非有価木を木質バイオマス燃料として有価木に切り替えることで地域の森林資源の価値をさらに高めることができます。今後はこれら林地残材や枝葉など、非有価木を効率的に搬出していくシステムを設楽ダム建設計画における森林伐採に併せて確立していかなければなりません。一方、事業主体ですが、これは事業の箇所や目的にもよります。再生可能エネルギーの導入目的は防災、地球温暖化対策、地域経済の循環、地域づくりなどさまざまです。そのいずれに重点を置くかによっても事業主体はさまざまな選択肢が考えられます。事業箇所については現在、プロジェクトに連動して実施しております「公共施設等における再生可能エネルギー利用可能性調査」において、あらゆる角度から最も有益な場

所の選定を進めており、併せて適切な事業主体を検討していくということになります。3つ目の熱供給事業は考えられないかというところであります。木質バイオマスエネルギー事業の効率性を高めるには発電以上に熱利用が重要とされております。現在、国内の木質バイオマスエネルギー事業の先進事例は熱利用に重きを置いた事例がほとんどです。当町の木質バイオマスエネルギー事業を現実的に考えますと、いわゆる2000kw、5000kwといったような大規模な発電所は燃料である材の供給体制、または買電収入を得るための送電網の確保においても実現には無理があります。そういった事情を踏まえ、当町の木質バイオマスエネルギー事業は、地域の経済循環に主眼を置いた、地域や施設を対象とした熱電供給が最も有効であると考えております。4つ目のバイオマス産業都市などに引き続き立候補する考えはないかというところであります。バイオマス産業都市は、経済性が確立された一貫システムを構築し、地域の経済創出と地域循環型のエネルギーの強化により、地域の特色を生かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域として、関係7府省が共同で選定し、連携して支援を行っております。平成26年度までに22地域が選定され、近隣では大府市や浜松市が、また木質バイオマスエネルギーの取組の先進地である北海道下川町、岡山県西栗倉村、同真庭市といった地域が選定されており、国としては平成30年までに全国で約100地区の構築を目指しております。指定を受けることにより、関係省庁が所管する補助事業等の施策において選定地域の取組が反映される他、先例地として全国各地からの視察の申し込みにより、いわゆる“視察ビジネス”が展開できるといったメリット、効果が期待できます。ただ、バイオマス産業都市の指定を受けるには先導性、実現可能性、地域波及効果、実施体制の全てを網羅した事業プロジェクトを確立しなければなりません。当町が現在協議を進めている「小型木質バイオマスガス化発電プロジェクト」においても、この4つのポイントを重点に協議を進めておりますが、課題も多く、ハードルは決して低くありません。しかし、この4つのポイントがしっかりと定まれば、当町もバイオマス産業都市へ手を挙げる資格は十分にあると考えております。

町民課長 一部負担金の減免規定がないが、減免制度を創設する考えはないかについてお答えします。一部負担金の減免または支払猶予については、国民健康保険法第44条に「特別な理由がある被保険者で一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、保険者が免除、減額などを行うことができる。」とされておりますが、設楽町では、この規定に対する条例の規定がなく、一部負担金の減免等は行っていません。減免の対象となる「特別な理由」は、他の市町村では災害による死亡や資産に重大な損害を受けたとき、天候不順による農作物の不作や事業の休廃止、失業等による著しい収入減によって資産・融資の活用を図ってもなお生活が困難である場合に該当となります。全国的な適用は、東日本大震災により被災した被保険者の方に対する一部負担金の免除の取扱いについて、国からの要請に基づき実施しております。今後、設楽町においても、自然災害の発生や社会

環境の変化に該当し、「特別の理由」に該当する被保険者の方が、そのような状況でも安心して医療を受けられる制度を作ることは保険者として必要であると考えています。減免の適用基準、対象者の範囲、減免期間など慎重に検討しなければならないことありますが、県内の市町村の状況を見ながら、減免制度を取り入れるよう条例の改正をしたいと考えています。また、平成30年度から愛知県が市町村と共同で国民健康保険を運営していくことから、一部負担金の減免の適用について県内市町村の取り扱いの調整も考えられますので、その内容も把握しながら適切に対応していきたいと考えています。

- 10 田中 バイオマスエネルギーの利用について、再質問をさせていただきます。町は、今、企画課長の話によりますと、熱供給にシフトを移してというか、力を入れて、このバイオマスエネルギーの活用について考えていくという前向きな答弁をいただきまして、大変頼もしくも思うのです。熱供給システムで考えますと、いろいろな配管等も将来やりながら供給をしていくというか、地域的に、面でそういうエネルギーを供給するというようなシステムを、下川町のような試みができないかなと思うのです。それで、うちは下水道事業が始まりまして、そのときに水道管も埋めるのですけれども、そういう熱供給の管を埋めて、例えば木質ボイラーを拠点ごとに設置しまして、それで例えば総合センターだとか、保健センターが集中していたり、役場も含めてですが、このエリアには配管をしておいて、熱供給はできないかなとか。学校のエリア、あそこらへんにもチップボイラーを導入して、そういう施設を作って、熱供給ができないかなと、いろいろ思いはあるのですが。下川町、いろいろ勉強させていただきましたら、人口3,500人。設楽町より小さいのです。役場の方に聞いたら、たとえば西栗倉町か、岡山県真庭市になると思います。そういうところもやっぱり、このバイオマスエネルギーの先進県というのは小さな、設楽町よりも小さな自治体が一生懸命やっているのです。だから先ほど人口減の話もありましたが、きらりと光っていて、やればできるということは、私はそういうところから非常に印象を受けました。それで、企画課長の研究だとか方向性は大いに賛成して期待するのですが、それをいつまでにやるかということが大事なのだと思うのです。町長にそこらへんの決意をお聞きしたいのです。町長は、この前の町長選挙で公約をされました。まだもう少し改選には遠いのですが、しかしそろそろめどをつけないと、これは絵に描いた餅というか、公約倒れになってしまいますので、任期中には、着手されたとか、たとえば我々も腹を決めてこれをやっていかなければいけない。我々というか、私は、議会としては腹を決めてやっていく必要があると思っています。そのために、ちょっと大胆な視察も考えておるわけで、それに見合った対応を執行部のほうもやってもらわなければならないというふうにも思いますが、町長の決意いかがでしょうか。

町長 木質バイオマス、本当に設楽町の課題ということで、我々も周囲にある木をどうやって活かして、町のためというか、この活性化につなげていけるように

ということで、真剣に取り組もうということで、意識を高くしているわけですが、冒頭、私が公約の中に位置づけたというのは、当時、企業発電がメインになっておりました。裏付けがあったわけです。そうしたものに具体的に持っていかうという、これはがんばりだなあと考えて入れたわけですが、当時の企業が必要とする材の搬出量、受給量というのが20万 m^3 と、こういう容量が必要だということに言われたわけです。これは当然設楽町だけではまかなう量ではないということで、そのために奥三河エリアの各自治体、ひいては南信州から岐阜県東濃地域まで、そういったものを集めるなかで、それが確立できればその企業体はやりますと、こういう裏付けができておったわけです。しかし、壮大すぎるというか、エリアが広すぎて、一つにまとまって、1か所にそれだけの材を集められるかという、これはなかなか現実的でないということが、あとからわかってきたわけです。当時でもそうですが、愛知県で年間を通して切り出す可能量というのが12万 m^3 というように言われておりました、それと比較しても、これは無理だなと、こういうようなことが現実におきたということで、断念をするというよりも、私がそう思っておって描いたものと、そうとう食い違いができたということで、今動かずにいるわけでありまして、そういうなかで、一方では田中議員御指摘をして、御提案をしていただいている、この町にとってできうる器の中でそうして施設を構じて、できる範囲のものをうまく適応していくなかで、町としてのインパクトというか、町のキャッチフレーズにつながっていけるようなバイオマス施策というのを講じる必要を、町長のお考えはどうかという話なんです、やりたいと思っておりますが、やはり現実的には、その財源をどこからどういう施策でもってというのは、国の補助金もありますけれども、そういったものを先進地事例の事例も勉強しながら、うちにとって受け入れられる、そして運用ができる、そういったものをきちっと把握ができた上で、実現可能なことであれば当然これも検討する必要があるかと思っております。やはりステップアップすることは大事かなと思っておりますし、実は調査研究、調査研究と申して、もう10年間くらい設楽町はそれをずっと言い続けてきたのですが、なんの決定的な方針というのが決まらずにここまできてしまっているわけです。私としても、反省をしきりに大きくとらえて、そこはしなければいけないというように反省の中で現実化にむけてことは運ばなければいけないなと思っておりますが、やはりそれを具体的にしようとする、裏付けとなるそういった根拠立てたものを、やっぱり他の公共事業ともあわせて、そういったところへ投資をしていくことが可能かどうかということも含めながら、もう一度研究し直す必要があるかと。その中に立ってこれができるのであれば、その道というのは切り開いていく、そういうことを考えなければいけないなと思っております。以上です。

- 10 田中 町長の答弁と、企画ダム対策課長の答弁と微妙に食い違っておるのですね。企画ダム対策課は「やります」と。「熱供給でいきます」というように言っているのだけど、町長の答弁のほうが、私消極的にすごく聞こえました。で、町長が命

令してやらしておると思うのですね。命令というか、指示して。それで大型のバイオマスはできないけれども、小型バイオマスでできるかもしれないので、企画課長、そこをちょっと調査研究して、皆と相談してくださいと、やっていると思うのです。それですから公約で、私は実は公約のやつはもっと壮大なものを考えておったと。そんなこと、書いていませんから公約には。バイオマス発電をやりますとだけ書いてあるものですから、小型発電でもいいわけです。それで庁内というか、役場の中は、小型バイオマス発電で動いていると思うのですが、そういう認識では町長ないのですか。

町長 バイオマス発電というものに意識をもって、町の中で研究をし、実現にむけて、具体的にこれをやりましょうというところまで決定をしていくために、今いろいろ、先ほども言ったように長い時間をかけながら、話をしながら、模索をし、現実的にできうる方法というものを講じるように、命を出して、それについて研究してもらっているのです。そのなかに、地域を縮小した熱電供給がもっとも有効と考えているとっているのです。担当も。私もそういうことも、そうかということ聞きながら、じゃあこれを現実可能になる、するために、申し上げたいいろいろな背景があるのです。それをきちっとくみ上げて、積み上げて、できうるのであれば、これをやっていきたいと思います。だから可能性を見て、そちらの方向に進んでいけるように努力し、具体的に動いていけるようにやっていきたいと思いますということを言っているのです。

10 田中 15年、目に見えるものを出してないということですから、できれば来年の8月までには出してください。財源論いろいろ言われてますが、飯田市に行きましたら、ファンド、要するに資本を募集して、事業費を募集して、あそこは太陽光発電ですが、それを要するに実現しているというか、成功させているのです。そういう大胆な方法も考えながら、大胆というか、その気になっていろいろ考えていくと、道は開けるのではないかと思いますので、ぜひよろしく願います。

最後ですけれども、国保法44条についての再質問をさせていただきます。この問題は、課長、条例化するのだというように答えていただきましたのでよろしいのですが、1つ念のためにお聞きしますが、2011年の3月議会、今から4年前、つまり保険局長の通達ができたときです。そのときに私、3月議会で質問しておりまして、町長に実施するという答弁をいただいております。年内にはですね、やりたいと。こうおっしゃっていただいているのですが、年内にできずに、今まで伸びてしまった。そこらへんの背景は御存知でしょうか。

町民課長 その背景について調べておりませんので、お答えはしかねますが、今回改正しますとお答えしましたので、今回の答弁について、そのあとの改正について早く改正したいと考えております。

10 田中 そういう答弁でよろしいのですが、私ね、ずっと一般質問やってきて、答弁いただくのです。かなりの確立で前向きな答弁、町長からいただくのですね。とこ

ろがそれがね、いつの間にかうやむやになっている。たぶん事務局レベルで、うやむやにされているのではないかと私は思っているのです。ですから議会答弁はやっぱり、重視していただいて、町長がそうやっていったら、即事務レベルではそれを実現するために、ちゃんと誠実にまじめに努力してほしいということをお願いしたかったです。以上です。これで私の質問を終わります。

議長 これでは10番田中邦利君の質問を終わります。

お諮りをします。休憩を取りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 10時55分まで休憩といたしたいと思います。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時55分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に5番金田文子君の質問を許します。

5番 5番金田文子です。お願いします。休憩前は非常に夢のふくらむお話ばかりでしたが、私は現実的な話でいきたいと思えます。新年度予算編成にあたって3つの視点から質したいと思えます。人口減少により税収も減る、地方交付税も減ることを前提に、自治体は財政の健全化に向けて大きな努力が必要になりました。自治体の予算編成では、これまでのような各部局一律に何%削減というような予算編成は難しくなって、町民にとって真に必要な事業を継続あるいは新規に行っていくためには、スクラップアンドビルドで予算編成をしなければならなくなってきました。ビルドはハードだけではなくて、町民の皆様が人材としてお力を発揮していただき、参画協働で活力ある動きをしていただくというようなこともビルドのうちに入ると思えます。28年度予算編成の時期にあたって3つの視点、1. 町民の主体的取り組みを促す視点、2. 公共施設等管理における中長期の健全財政計画の視点、3. 行政職員の自己満足で終わらない事業立案の視点から、具体事業を通して質します。

まず第1の視点。町民の主体的取り組みを促す視点から「認知症サポーター養成」の方向性を問います。設楽町では2人に1人が高齢者で、5年後、2020年ごろには高齢者数がピークになると推計されています。認知症が原因と思われる悲しい事例、たとえば行方不明で捜索したが発見されたときには亡くなっていたということがすでにおこっていますし、家族が介護疲れで倒れそうだという事例もあります。認知症については、次々に新たな知見がもたらされ、各地で認知症になっても安心して生活できるまちづくりが行われています。認知症をおそれずに生活できる環境づくりを、設楽町でも早急に実現することが必要です。現在、北設楽郡医師会の先導で、認知症対策が進んでいます。一昨日も、認知症講演会があり、多くの方が参加して意識を高めたと話しておられました。事例研究会で、医療・介護に携わる専門の方たちが連携を深めていますし、一般町民を対象に認知症サポーター養成事業も行われています。認知症の方の見守り、サポートは、当事者家族の努力の範囲を超えてきます。認知症の基礎知識を学んだ認知症サポ

ーターは行政、関係機関とともに、参画協働し、対策を実行する重要な人材です。そこで設楽町の今後の認知症サポーター養成の方向性と具体的事業をお聞きします。

視点の2つ目、公共施設等管理における中長期健全財政計画の視点から、設楽町汚水処理計画の「集合処理」地区と「個別処理」地区に係る財政計画を問います。その1、町財政にかかる「集合処理」公共下水道のリスク計算と、対応する財政計画を示してください。「田口地区公共下水道」説明会が開かれています。ここでは、田口地区の方々が集合処理の特環公共下水道に入りやすくする提案がされて、個人に対する集合処理の経済的優位が強調されています。また、高齢世帯に加入を強制しないとされています。しかし、町民全体にかかる将来の財政リスクは説明がありません。人口減で地方交付税が減る、使用料収入も減るというなかで、都会の装備である公共下水道を作ると、別に何か我慢しなければならないことが起こるのが、不安材料です。下水道はスクラップできません。とりやめるわけにはいかないのですから。すでに幾度か町財政に大きな負担となるコスト(計算)について質問しました。また、初めの頃の下水道検討委員会でも住民委員から、地域経営において、コスト計算は不可欠という指摘もありました。しっかりしたコスト計算に基づく、リスクに対応できる財政計画を示してください。その2、個別処理地区住民の経済的負担の軽減措置はあるのか。その財政計画を示してください。公共下水道地区説明会資料では、個別処理は、集合処理より個人の経済負担が大きいとの数値が示されています。個別処理地区住民からは、公平性を問われることになり、軽減措置を要求されるのは自然なことです。個別処理町民への軽減措置はあるのですか。そのための財政計画を示してください。その3、清崎・田内地区の個別処理施設敷設はいつから着手するのですか。清崎・田内地区は、田口地区と同様に、ダムに係る環境整備地区ですが、個別合併浄化槽を設置することに変更しました。こちらは、いつから取り掛かり、実際に浄化槽が敷設され、使えるようになるのはいつ頃ですか。

では視点の3番、行政職員の自己満足で終わらない事業立案の視点から、PDCAサイクル実践の実状について、「防災訓練」「プロモーション映像」の2事業について28年度のACTIONを問います。「防災訓練」「プロモーション映像」の2事業では、多数の町民の方々の参画協働を得ました。防災訓練は、いのちを守るための重要な行動形成の機会ですし、プロモーション映像は設楽町のブランドイメージを作る有効なツールです。「自主防災会といっしょにやりました」「合併記念で作りました」では、担当者の自己満足にしかすぎません。27年度までの実績を踏まえ、PDCAサイクルを回していっそう町民の皆様とより良いものにしていくお考えと思います。この2事業における、28年度のアクション、実行予定を問います。

これで1回目の質問を終わります。

町民課長 今後の認知症サポーター養成についてお答えをいたします。今や認知症は、誰もが関わる可能性のある身近なことです。認知症の人の意思が尊重され、でき

る限り住み慣れた地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指して「認知症施策総合戦略」が策定されました。その施策として、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進があります。その中で認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者である認知症サポーターの養成を進めています。認知症サポーターの養成を進め、多くの方がサポーターとなって見守り、支援していただくことで認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりとして、見守りが進み、認知症の方だけでなく、ひとり暮らし高齢者の安全確認や詐欺などの消費者被害の防止や行方不明者の早期発見・保護につながることを期待されます。今後は、認知症サポーター養成講座を多くの方に受講していただいて、認知症サポーターを増やしていきたいと考えています。認知症の人には早期診断・早期対応を軸に、本人主体を基本とした医療・介護の連携による、認知症の容態の変化に応じた適切な時期に適切な医療・介護が切れ目なく提供される仕組みが必要です。そのために生活機能障害の進行状況に合わせて、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかを示した認知症ケアパスの作成が進められていますので、認知症の人のご家族やサポーターの方にもお知らせして活用していただきたいと思います。

生活課長 1点目の町財政に係る集合処理公共下水道のリスク計算と、対応する財政計画を示せ。というものと、2番目の、個別処理地区住民の経済的負担の軽減措置はあるのか。その財政計画を示せ。について、公共下水道担当課の生活課と財政課より、回答させていただきます。最初に、生活課より回答させていただきます。田口地区の公共下水道計画につきましては、設楽町議会全員協議会でも説明してきましたが、建設費や将来の維持管理費を縮小する検討を重ねてきました。具体的には、処理場については、北設広域事務組合が管理する、松戸にあるし尿処理施設が、松戸クリーンセンターですが、設楽ダム建設に伴い水没移転しなければならないため、同種の処理施設を合同処理することで、建設費も維持管理費も低減することがわかり、合同処理の方向で進めています。また、管渠整備等についても、建設費や維持管理費の低減を目指し、新技術の採用等について積極的に検討していきます。下水道施設整備後は、日々、保守点検等を行い各施設の正常な運転の保持に努めますが、どうしても老朽化することは避けられません。これは、全国どこの施設でも同様な問題は抱えています。そして施設等の更新時の支援措置として、国では下水道長寿命化支援制度を用意しています。下水道施設を適正に管理するためには、全ての施設の状態を把握し、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、点検、調査、維持管理、改築、修繕等を計画的に行う必要があります。以前の下水道法では下水道長寿命化計画と言っていましたが、本年度、下水道法の改正に伴い、下水道ストックマネジメント計画に変わりましたが、当計画を策定し、将来的な維持管理や更新に対して、常に国の支援制度を把握し、有用な支援制度を受けながら維持管理に努めていきたいと考えています。また、田口地区公共下水道事業は設楽ダム建設に係る水源地域整備事業に位置付

けられているため、建設後の維持管理費や将来の更新時の費用に充当できるように、5,000,000千円の設楽ダム対策基金が造成されますので、この基金からも支援が受けられることとなります。したがって今後の維持管理費についても、住民への負担とならないように対応してまいります。

2点目についてお答えいたします。汚水処理費用について、集合処理地域の方と個別処理地域の方の負担を、平等にする方法は、町内全ての戸別の住宅等の浄化槽を町の施設とし、集合処理と同様の使用料や加入分担金の料金体系としなければ平等にはなりません。家庭の汚水や生活雑排水を下水道管に接続するか、合併浄化槽に接続するかの違いはあるものの、汚水処理費用に関して公平性は保たれることになるかもしれません。しかし、現段階では全町的に、町自らが設置主体となって、浄化槽の面的整備を行うような、そこまで広げた検討はしておりません。浄化槽と公共下水道や農業集落排水施設等の役割分担、調整については、都道府県構想において、経済比較、整備期間、水質保全効果、地域特性、地域住民の意向等を考慮して、総合的な判断に基づいて位置付けをしています。設楽町浄化槽整備計画は、上位計画である都道府県構想や設楽町生活排水処理基本計画を受けて計画していますが、現在の計画では、浄化槽設置整備事業（個人設置型）として、合併浄化槽の設置を行う方に対し、町が設置費用を助成する事業で進めています。市町村が主体となって、戸別の住宅等に浄化槽を設置して管理責任者となる合併浄化槽整備方法を市町村設置型と言いますが、現計画では、市町村設置型は計画していません。しかし今後は、地域単位で、地域ごとの特性等を考慮、勘案し、合併浄化槽整備手法について検討してまいります。続いて財政課より回答させていただきますので、よろしく申し上げます。

財政課長 それでは財政課のほうから、総論としての財政計画についてお答えします。2040年までの普通交付税や経常収支比率等の財政的な見通しについては、先ほど夏目議員の質問の中で申し上げたとおりです。下水道事業は公営企業会計であり、本来は使用料収入等で経費を賄うことが基本ですが、現況は特別会計でありますので、一般会計からの繰入なしでは成り立たないことは明らかです。しかし、できるだけ独立採算性を高めるような発想に立った努力をしていきたいと考えております。この事業に投資することによって、「住民が我慢しなければならないことが起こることが不安材料である。」とのことですが、住民サービスを低下させないように普通交付税等の減額も踏まえた将来に備えまして、積立を基本とした基金運営等も新年度予算編成において考慮しております。先ほど申し上げましたが、今後は人口減による一般財源の減少により公共施設の維持管理費、人件費、扶助費、補助費、公債費等の経常経費を賄うだけで精一杯な状況、いわゆる財政の硬直化を引き起こすことが懸念されます。したがって、これから将来に向かって、住民生活に直接影響するような福祉サービスを除いた経常経費の抑制等踏まえた新たな財政計画を立てないと、普通建設事業等の投資的経費は、国・県の補助メニューにある事業に限定して、これに過疎債等交付税算入のある起債を充当

するといった事業展開が必要となり、町独自の魅力ある単独事業は控えなくてはならなくなる時代が来ると予想されます。このため、来年度策定予定の「公共施設等総合管理計画」で、現在ある施設の統廃合を踏まえた維持管理の計画づくりを進めております。この中で固定資産台帳を作成しますので、資産の状況を把握し、減価償却の概念を用いた財務書類を作成することが可能になります。ご質問の町財政に負担となるリスク計算、対応する財政計画についてですが、これは下水道事業に限らず、今後の簡易水道施設を始めとする公共施設等の更新に対する財政負担に多額を要することが見込まれますので、「公共施設等総合管理計画」や「公会計制度における財務書類」を作成したうえでしっかりと確実な計画づくりを図ることが大切であると考えております。ただし、管理計画や財務書類は普通会計を対象としておりますので、特別会計についても何らかの方法で財政計画等を作っていきたいと考えております。以上です。

生活課長 それでは3点目の清崎・田内地区の個別処理施設はいつからかということでございます。清崎・田内地区は、田口地区の公共下水道事業の処理区域に含まれておりましたが、地区からの要望を受け、議会にお諮りをし、集合処理方式である公共下水道の計画区域から、個別処理方式である個別合併浄化槽整備区域への変更手続きを平成24年度に行いました。個別処理方式に変更したことにより、まず、整備方法、どのような補助事業等を受けて整備を進めるかの検討を行いました。整備の財源的には、田口地区特定環境保全公共下水道整備事業は、設楽ダム水源地域整備事業に位置付けされています。個別処理に変更した場合も、清崎・田内地区の個別合併浄化槽整備事業を設楽ダム水源地域整備事業に位置付ければ、県下流の助成が受けられることとなります。これには、町が事業主体となり、国か県の補助事業の採択を受け、整備することが条件であることがわかりました。市町村が主体となって、戸別の住宅等に浄化槽を設置して管理責任者となる合併浄化槽整備方法を市町村設置型と言いますが、補助事業は環境省が所管する「浄化槽市町村整備推進事業」しかありません。そして、清崎・田内地区の浄化槽整備事業を国庫助成の対象となる「浄化槽市町村整備推進事業」で対応できるかを検討してきました。「浄化槽市町村整備促進事業」は、生活排水対策及び生活基盤整備を緊急に実施する必要がある地域において、市町村自らが設置主体となって、浄化槽の面的整備を行う事業に対して、助成補助を行う事業です。この事業の主な採択要件は次のとおりとなっております。設楽町の汚水処理計画に個別処理区域に位置付けされていること。工事着手までに、当該工事に係る住民から浄化槽への接続等について、文書で承諾を得ること。承諾とは、浄化槽整備後は速やかに接続することです。事業実施地域内の全戸を個別合併浄化槽で整備すること。当該事業年度内に20戸以上の住宅等について個別合併浄化槽を整備すること。ただし、過疎地域自立促進特別措置法に定める地域においては、事業年度内に整備する戸数を10戸以上としています。本事業により整備された浄化槽は、設置後1年以内に浄化槽に接続し、使用を開始すること。市町村の公営企業として実施し、

特別会計により経理し、適正な料金の徴収が確実に見込まれるものであること。事業を実施するためには以上のとおり、いくつかの条件があり、事業採択に当たっては大変厳しいことが予想されますが、関係地域との相談、調整を進めたいと考えております。具体的な整備着手時期については、現段階では、はっきり言えませんが、まずは、今後、清崎・田内地区の皆さんに説明し、対応していきたいと考えております。以上です。

総務課長 それでは次年度の「防災訓練」についてであります。PDCA サイクルのことでの御質問でありますので、まず本年度の状況について説明させていただいたのち、答弁させていただきます。本年は、4月の区長会において区長さん方に実施期日を説明した日程に基づきまして、去る11月15日に全町一斉の防災訓練を実施しました。本年度は、前年度までの大地震想定ではなく、近年、全国的に想定を大きく超える規模で台風や集中豪雨に襲われ、本町でも日常的に大変危惧する「大雨による土砂災害」を初めて想定し、災害対策本部の設置、「避難勧告発令」に伴う各種訓練を、自主防災会及び消防団等のご理解ご協力により実施しました。訓練当日は、昨年度の23行政区に対し29行政区が参加され、住民1,029名、消防団112名、災害対策本部を始め設楽警察署・消防設楽分署・設楽ダム工事事務所等関係機関27名の方々の参加で、総数1,168名で、従来の防災訓練の中で最も多い参加者数でありました。具体的な訓練内容につきましては、「地域の防災力の向上」、「自分の身は自ら守る」、「地域住民は地域みんなで守る」など、地域住民の自助・共助の防災意識をより高めることを基本的な目標とし、災害対策本部の設置、「避難勧告の発令」、関係機関への連絡員派遣要請や、有事の際の住民による集団行動の実践を図るため、避難訓練を始め、避難所単位での避難状況の情報収集・伝達訓練、消火訓練、防災資機材の点検、一部炊き出し訓練等を行いました。また、次年度の訓練に活かすため、当日参加しました役場職員へのアンケート調査、災害対策本部による避難状況情報の一元化、共有や、設楽ダム工事事務所によるテレビ電話等の訓練を初めて実施しました。こうした地道な訓練を毎年継続して実施することが、被害の当事者となる住民の防災意識や、災害時における的確な行動、自主防災会の役割等の認識など、地域の防災力をさらに高めるとともに、町の災害対策本部が円滑かつ的確に情報を収集し、地域住民へ正確な情報を適正なタイミングで伝達する機能強化を図りつつ、相互に連携することが最も重要なことで、一步一步の成果に繋がっていくものと考えます。今後の予定につきましては、今回の訓練に係る課題を抽出するため、自主防災会に対するアンケート調査及び意見交換会など、訓練会を評価・検証する場を設けるとともに、初めて「自主防災会研修会」を開催し、自主防災会における一人一人の役割を認識し、円滑に行動できる組織の形態、役割を明確にして「地域の防災力」の向上について学習する場を設けます。次年度は、これらの集約した課題や学んだことを糧として、住民のさらなる防災意識の向上を図りつつ、着実にレベルアップできる訓練を計画したいと考えていますが、現段階においては、具体的な訓練内容

について決定していないものの、「継続こそ力」でありますので、まずは4月の区長会において、実施期日及び訓練内容の概要について説明し、早い時期に詳細な訓練内容を自主防災会へ示してまいりたいと考えています。また、次年度の訓練において特に必要なこととしましては、機能的な災害対策本部、各地区で考える安全な避難路の設定と安否確認を合体した訓練、各避難所の運営と役場職員の果たすべき役割等の観点に基づく訓練のあり方を具体的に組み入れていく必要があるものと考えています。最後になりますが、今回の質問の視点は、平成28年度当初予算編成でありますので、本年度の状況について説明しますと、執行した予算は避難所として活用した奥三河総合センター体育館使用料の2,800円のみでありまして、次年度においても特別な予算計上は考えていません。また、合併10周年記念事業で実施しました「防災めしコンテスト」につきましても、参加団体が6団体と少なかったわけではありますが、今回の防災訓練の参加者数増は、このコンテストに出場した人、会場に来て参加した人などが果たした成果という面も大きな一因であるものと認識しています。当日、コンテストに参加した各地区の自主防災会の状況をみますと、女性の方が生き生きと積極的かつ主体的にメニューの考案、工夫から試作、調理に関わっていましたので、今後の実際の災害に遭遇した場合の避難所開設等における女性の役割は極めて高いことから、今回限りでやめるのではなく、この事業をよりいっそう住民の防災意識を高める機会として考え、当初予算に計上してまいります。以上です。

企画ダム対策課長 プロモーションビデオについて、27年度までの実績を踏まえ28年度に何を実行するかという質問でございます。合併10周年記念事業の記念ビデオは、平成26年27年の2か年継続で、4,500千円で作成をしております。また「Happyしたら」のプロモーションビデオは、平成27年度事業で、1,873,800円で、設楽町内で商工会青年部を中心として実行委員会を組織し、作成を進めました。現在では、ユーチューブで、約43,000回の再生がなされ、他の行政プロモーションビデオとしては、上位に位置しているものであります。前者の記念ビデオは、設楽町の地域資源の掘り起こしをテーマにしています。後者の「Happyしたら」は、地域、世代、職種を超えて、幅広く住民の笑顔をつないで明るい設楽町をイメージしております。この映像の2事業は、合併10周年記念事業でありますので、そのひとつの節目として作成されたもので、平成28年度に向けては、設楽町のイメージアップのため著作権保護の規制というところをクリアしながら、公共施設、集客施設などで放映することが可能でありますので、検討を進めていきます。さらに、これまでのノウハウを生かして、町のPR、プロモーション事業として、職員、民間を含めた若手組織の新しい活動を支援していくという考え方を持っております。以上です。

5 金田 皆さん、お勉強されたことや、ていねいに説明して下さりたいことがあると思いますが、短く、時間を有効にお願いします。再質問します。汚水処理計画に対する財政コストに関しては、これまでも説明、生活課長の説明は同じことを

繰り返し聞いているだけです。そういうことではなくて、データに基づいた責任ある行政らしい説明がしてほしいということです。先のことは、そのときにならないとわからない的な、そのときの有利な起債で対応する。そういうような不確定な要素が多いので心配になります。設楽町はコスト計算ができないのかしらと思ってしまいます。下水道の財政負担が多く自治体で問題になっているなかで、設楽町と美浜町に公共下水道計画がありました。愛知県では、美浜町は今年度計画を中止しました。50年間のコストのシミュレーションをした結果です。維持管理、債務返済も含めて、年に約100,000千円までのコストならと予定していたが、140,000千円かかるような年も何回か出てくるということで中止したそうです。設楽町の財政の見通しとあわせてみると、ますますなんか不安になるなという気がいたしました。今議会の補正予算にも出ていとおおり、汚水処理については、現在2つの農集排のランニングコストは一般会計から124,500千円繰り入れていて、その特別会計の175,230千円の実に71%は繰入金頼みになっています。いくら行政の仕事だといってもありえない経営に思えます。今後の特環下水道を含めると、一般会計から200,000千円近い繰り出しになりそうです。先と同僚議員の質問にあったように、2040年標準財政規模の2,300,000千円でしたか、そのあたりのことを考えると、ますます不安です。人口23,000人弱、一般会計規模7,000,000千円あまりの美浜町ですら、100,000千円をめぐにした事実。このことから将来の設楽町民に大きな負担をもたらし、ほかの必要なサービスを諦めなければならない要因になると想像できます。この責任はいったい誰がとるのですか。町長の見解を問います。

続いて、認知症サポーター事業、防災訓練、PV事業等について、質問をいたします。このような認知症サポーター養成事業を受講しますと、このようなオレンジリングをいただきます。オレンジリングを受けとった人はいったいどんな意識を持った人材で、どんな行動をしてもらえばよいのでしょうか。その行動指標がメッセージとして伝わらなければ、ただ啓発しました。知識を、覚えてもらいました。その人止まりでサポーターになりません。町民の主体的取り組みは、ロコモ予防教室の広がりにもみられるように、自分事としてとらえられたときに課題解決にむかって進みます。やる気を促進する仕掛けは考えていかななくてはいけないのではないのでしょうか。

それから防災訓練、PV事業でも同じように、参画協働してもらおう町民の皆さんこそが町を守る人材として活躍してもらわなくてはならないという考えをもう少ししっかり持っていて、参画協働を推進するのは、マネジメントするのは行政の職員です。行政がやって、あとはお任せしたら、丸投げして住民がやれるってものではありません。皆さん生業でそれぞれ忙しいです。それから参画協働の経験も少ないです。行政任せの体質から、皆で活躍する地域へ変わるためにも、参画協働で行動に変容が生まれることが重要です。変容は小さい積み重ねでいいのです。小さいPDCAをどんどん回して、参画協働のレベル、段階を上

げていかないと、いつまでもいつまでも、啓発のレベルで留まっています。

それからもう1つ、先ほど町長が同僚議員の答弁に、やはりダムが存在を中心に考える流入人口を増加させる。ここに留まってもらう。観光や基盤となる産業振興をして雇用を創出するといったような、やっぱりまちづくりのブランドイメージを作らなければいけないということを述べておられましたが、まったくそのとおりで、「設楽町はこんな町です」というブランドイメージが、まだはっきりしていません。目指すところを、町民の皆様としっかり共有することが必要ではありませんか。またプロモーションビデオ事業については、課長もおっしゃったように、20代30代の若手職員の感性を活かして、プロジェクトチームを作って、設楽町のブランドイメージを上げていくような、研究的な新しい取り組みをしていただきたいと思います。そのためにもブランドイメージがしっかりみんなでも共有されていることが大事で、やれよと言っても、どこに向かっていくようなものを考えればいいのかということが、町民の皆さんと共有できていないかぎり、また職員の自己満足的なものに終わってしまうと思います。

では2点、町長に伺います。さまざま財政課長や生活課長から話がありましたが、下水処理計画の財政負担が今の人たちでなくて、2040年以降、あるいは下流域からのお助けのお金が終わる。40数億のお金が終わる、ダムができてから25年ごとか30年後、そこからのここに生きる若者たちには、大きな負担が残るわけですが、この責任は誰がとるのですか。町長さんの見解を伺います。

それからほかの3事業、PV等の3事業について伺いましたことについては、参画協働の進め方、住民の皆さんと一緒にやるというところの進め方。それから設楽町のブランドイメージづくりについて、町長の見解を求めます。

町長 いろいろやはりこうして大型公共事業を進めていくためには、大きな財源が必要ですし、また作り上げた、将来御指摘をしていただいているように、その運営費また管理費等、そうしたものの捻出、それが必要になってくる、必要不可欠であります。作ってしまえばそれで終わりではなくて、作った後からそういったものが当然必要なわけでありまして。御指摘をいただいておりますように、今後、そうしたものを作り上げて、将来もこの設楽町に住み続けるこれからの世代の人たちに、どういう形で、負担を残さずに、残さずにとるか、そういう状況の中にどうやって運営をしていけるか、そういったものを心配の向きがあるということから、誰が責任をとるのだということを、私に訴えられたということだというふうに認識しますけれども、設楽町、やはり、まちづくり施策を行っていく。将来のこういったものを展望して作り上げる責任は、町長はじめ今いる、やっぱり設楽町、皆で、そういったことを定めて、皆で責任を持っていくことだろうというふうに思います。当然、町長の役目は大きな、それを決定づけるための、大きな1つの要因になることは承知をしておりますが、やはり1人でそれをまかなって、将来のために責任を持つというのは、やはり皆で今こうやって決めていく、そのための議会があり、町執行部があり、議論を進め、その中で方針を決めることだ

と理解をしております。そういうことを心配の向きですので、先ほども財政課長が答えたように、やはり今現在の設楽町の財政状況と、これをもって将来、どういふところにどれくらいの負担がかかってくるのかということ、ここで公共施設等のあり方、そういったものを精査しながら、総合管理計画を立てていき、その中で、やはりいろいろな向きで、どこへどうやってそういった資本というか、管理費等を投入していくことが理想であるかということも定める。そういったことも決めることが我々の責任だと思っております。そうしたことなしにただ作ればいいのだ。作ってしまえばそれで目的達成だと。決してそんなことは思っておりません。ですから御指摘をいただいておりますように、こうした計画づくりをきちっと作り上げていく中で、議論をして決定をしてまいりたいと思っております。そして町のブランドイメージをどう作り上げるかという話です。先ほども、私申し上げたように、設楽町の独自の姿、これからのある姿というのは、思い浮かべると、今までにはなかったものが、これからは作り上げる。それは何かというと、まずはダムが存在するというのは大きな影響があると思っております。今まで、過去、40年、50年、設楽町が始まってからなかったもの。それができあがるわけです。できあがるとするならば、それをどう有効活用するか。活用の中には、いろいろなライフラインの整備も必要なわけです。そのライフラインを整備して作り上げたものに、そこへ住民が参加して、どうやって自分たちが雇用の場を育てて、作って、皆で組織を立ち上げて、そういう運営に関わるか。そういったものを作り上げていかななくてはいけない。それをやはり行政が主体となって、皆さんとともにそういう方向を定めて、それを町民の皆さんにも理解していただくように、またそのことをやはり一緒になって、これを運用ができるように、そういったシステムづくりが必要だと思います。その中に、ダムで起因するいろいろな環境整備、そういった状況がこうなるのですというものも、皆にもお知らせをし、皆さんも理解をしてもらう。そして新しい町の姿というものを、やはり実践として勉強をしてもらうための、我々が情報を流し、そしてそういったことを基本にして、これからのまちづくりを進めていこうというのが、設楽町のブランドになっていくのであらうと思っております。そしてその参画の進め方ですが、申し上げたように、町民の皆さん方が意識を持っていただくための情報を、我々がもっともっと共有し、実際にできあがる姿というものを皆にみってもらう。そしてそういったものが具体的に過去の例でどこかでやった例があるかどうか。先進的なところへも勉強に出かけてもらって、ここではこういう状況で、こうやって皆で組織化を図り、皆で作っているのだなということも勉強してもらいたいと思っております。そのための準備をするし、そういった場面を作っていく必要があらうかというふうに思います。いずれにいたしましても、ここはやはり町民を中心として、町の将来のあるべき姿を思い描く中で、我々と一緒に作り上げる必要があるというふうに思っております。

5 金田 参画協働については、先進地を見に行ってもだめだと思います。参画協働に

高めていくためのステップがあるわけですので、そういったことを職員の皆さんに研究してもらい機会を作っていただきたいと思います。それから作ってから検討するっていうのは、住民感情として非常にわかりにくいし、困ります。確実なデータに基づいたコスト計算を示していただきたいと思います。もう一度繰り返します。要望です。確実なコスト計算に基づいた、現段階で出せるかぎりの展望を出してください。それから先ほど行政報告のところで、県の事業評価監視委員会の評価に認定されたということをお話になりましたので、その評価に供した資料と同委員会の評価の記録の公開をお願いします。以上2点を書面で公開していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

副町長 下水道の評価委員会の資料につきましては、うちの資料でございませんので、県の情報公開のほうに該当するかと思いますので、こちらから出せるということをはっきりお答えができません。それからコスト計算の話ですけれども、先ほど町長のほうから話をさせていただきましたけれども、今回、田口の集合処理につきましては、下流からの助成金等ございまして、建設費につきましてはかなりの額、負担がなくなっておりますので、後年度に対する負担というのはほとんどないというように考えております。それからあとの維持管理費につきましても、先ほど申しあげましたように、北設広域事務組合のし尿処理場と一緒に運営させていただきますので、その面についても、この前、全協でもおおよそのコスト計算をさせていただいた資料を出させていただいておりますので、かなりの面でコスト計算というか、低減が図られるという状況になっておりますので、そちらのほうももう一度御覧いただければと思います。

5 金田 説明も伺いましたし資料ももらいましたが、それ以上の、たとえばよその自治体が50年先までシミュレーションできるというようなことがあるのですから、50年先まででなくても、毎年うちほどのくらいかかるか。どのくらいならうちの財政は健全にやっていけるかという、そういう意味です。建設にかかる費用が安くなったとか、高くなったとか、そういう意味ではありません。

副町長 一般の企業と財政計画というのは、非常に違っております。先ほど質問にありましたけれども、標準財政規模につきましても、国の試算で、標準財政規模というのがこういうように算出されてくるわけです。それから地方交付税につきましても、先ほど資料の中で、平成10年から15年につきましては、人口が減っているにもかかわらず、交付税が増えております。それは国の地方に対する財政支援という面も含めて、いろいろな費用単価とかそういうものが年度年度のところで変わってきますので、20年後の財政、たとえば先ほど経常収支比率が93.8%でしたか、なるような、現時点での試算をさせていただいておりますけれども、かなりそういった数値が変わってきますので、20年後どうなっているかというのは、非常に見通しづらい、短期的な財政支援、財政計画しながらやっていきたいと。それからあとは後年度負担があるといけないということで、公債費に対する基金積立も考えていきたい。それから人口も減っていきますので、その面の職員の数

も減らしていくというようなことで、財政効率を上げながら、しっかりと将来の負担が皆さん方にかからないような財政運用をしていきたいと思っております。

議長 時間になりましたので、これで終わってください。

5 金田 終わります。

議長 これで金田文子君の質問を終わります。

お諮りをします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 13時まで休憩といたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後1時00分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に1番今泉吉人君の質問を許します。

1 今泉 それでは通告に基づいて、私は2件ほど質問をしたいと思っております。1件目、要介護者、身体障害者等が生きがいのある豊かな暮らしをするためにということで質問をします。現在、設楽町の要支援、要介護者等、高齢化に伴い増加しています。これらのことをいかにしていくか、これからの課題です。津具地区の例から申し上げます。現在、津具地区では毎月1回、和実会というボランティア組織が、お年寄りのために活躍しておられます。その目的は認知症などを予防するため、踊り、ゲーム、会話、食事などを催し、要支援者が要介護者にならないように、数名の会員ががんばっています。しかしすでに要介護3、身体障害者1級以上に認定されたお年寄りは、この会に主席したくても出られません。これらの障害者は、医者、買い物等も付き添いなければ行動ができません。要介護、身体障害者などが自由に交通手段を確保し、日常生活を円滑に過ごせることが必要です。このような御家庭は、日々の生活も不満を抱えています。そこで下記のとおり質問いたします。1. 現在、要介護、身体障害者等が移動する交通手段は、民間タクシー、シルバー移送サービスなどがありますが、どちらも遠出する際は費用が高額になるため、利用を控えています。この費用の負担を軽減できないですか。2. 町のイベント行事に気軽に参加できるように、無料で送迎できる車両の確保ができないですか。3. 町に車椅子のままで乗車できる車両の導入ができないですか。

2件目、津具スポーツ広場に多目的トイレの設置について。急速に過疎化が進む中、町の活性化を図るひとつとしてイベント行事を設楽地区のさまざまな場所でコンスタントに行っています。その中の1つ、津具地区にあるスポーツ広場も年間を通じてさまざまなイベント行事を行っています。高齢化が進む現在、そういったイベントにはもちろんのこと、年配の方が来ます。また最近では、町の広報活動の効果により、若い世代も参加してもらえるようになってきました。参加者が増えるにつれてトイレを利用する人も増えています。このスポーツ広場に設置されているトイレは、年配の方、車椅子の方、介護を必要とする方、子どもづれの方が利用できるトイレがありません。そのためイベントに参加したくても、満足なトイレがないという理由で行けない人がいるのが現状です。そこで下記の

とお伺いいたします。1. このスポーツ広場にそういった人々が利用できる多目的トイレを設置できないですか。2. 現在スポーツ広場内に設置されているトイレは、内外とも旧式、くみ取り式で不衛生、蛆、蠅の発生源のため、ここも水洗化できないですか。参考までに、多目的トイレとは、車椅子使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、オストメイト、人工肛門等保有者に対応の設備、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備えたトイレ。以上です。お願いします。

町民課長 それでは、移送サービスの費用の負担の軽減についてからお答えをいたします。移送サービスは、介護保険事業計画策定委員会で移送サービスの拡充について提案があり、見直し案を決定し、公共交通活性化協議会の承認を得て、福祉有償運送として今年の6月から運行が開始されました。この変更により、移送サービスは、無料から有料となりました。町が送迎サービスを行うためには、道路運送法の自家用旅客運送者としての登録が必要で、福祉有償運送の料金は、タクシーなどの事業者の料金の2分の1程度を目安とするという、国のガイドラインに沿った料金で、公共交通活性化協議会に承認された料金となっています。そのため、移送サービスの料金を軽減することは考えていません。2の行事に無料で送迎する車両の確保についてお答えします。行事があるときには、食彩フェスタのときには、会場での滞在時間がとれるようにしたダイヤのバスを運行したり、商工祭のときにはバスに乗って来場した人に会場で使える券を配ったりしています。これはバスの利用促進のために行っており、料金は通常と変わりません。また、食彩フェスタでは駐車場と会場とをシャトルバスで送迎していますが、これは会場の近くに駐車場が確保できないため行っているものです。移送サービスは、イベント会場への送迎にも利用できますので、移送サービスを利用させていただきたいと考えています。料金につきましては、先ほど申し上げたとおり、通常の料金となります。3つ目の車椅子のまま乗車できる車両の導入についてお答えします。現在、移送サービスに使っている車両は4台ありますが、シートがリフトアップする車両はありますが、車椅子のまま乗車できる車両はありません。しかし、車椅子からシートに乗り換えることが困難な人の場合は、乗り換えの際に付き添い者や介助者、運転者の負担があることから、現在の車両の更新について、車椅子のまま乗車できる車両に更新する予定です。移送サービスに使用している車両が古くなっていますので、順次更新したいと思いますが、更新については、車椅子で乗車できる車両も必要ですが、そういう車両はワゴンタイプになり、シートの高さが高くなりますので、自分で歩いて乗車する方にはシートが低くて乗車しやすいものも必要だと思っておりますので、いろいろな方に対応できるように車両を更新していきたいと思っております。

教育課長 それでは教育委員会から2番目の津具スポーツ広場のトイレに関する質問にお答えさせていただきます。関連がありますので、一緒にお答えさせていただきます。まず、津具スポーツ広場という名前が示す施設は、野球場、弓道場、トレーニング室が複合する施設の総称であります。スポーツ広場の利用者がトイ

レを利用する場合、トレーニング室に併設されていますトイレを利用させていただいております。議員のご指摘のとおり、汲み取り式のトイレであります。もともと、このトレーニング室は、旧上津具村小学校の講堂を利用しているもので、昭和 27 年頃に建設されたものです。すでに 60 年以上が経過しており、現在では老朽化による施設の傷みも目立ち、今年度においても落ちかけていました雨樋の撤去などを行いました。さて、議員ご指摘のイベントにおいてトイレが無く、参加を断念する人がいるということではありますが、9 月に行われました津具マルシェにおいては、主催者による簡易トイレが設置されており、主催者の努力でイベントの負の条件も緩和されていると思っております。しかしながら、教育委員会としますと、せっかく現存するスポーツ施設の利用に支障を来すようでは困りますし、施設利用者、特に弓道場利用の女性の方からトイレの改修について口頭ではありますが、ご要望をいただいております。教育委員会としましては、施設の有効活用のため、とりあえずトイレの改修ということで業者に見てもらいましたが、トイレだけを改修できるという状態ではなく、いわば全面改修が必要との指摘をいただいているところでもあります。こうしたことから、トレーニング室のあり方を含め、必要なトイレ整備をどのように進めていくか、検討を始めたところでもあります。ちなみに、トイレだけを空き地に新設する場合、通常のトイレでありますけれども、概算ではあります。22,000 千円程、現トレーニング室を取り壊す経費として約 8,000 千円かかる見込みであります。また、トイレが併設されています現行のトレーニング室を同規模程度で大改修する場合は、建て方にもよりますが 30,000 千円から 40,000 千円くらいという試算もしております。さらに津具スポーツ広場の中では、夜間照明塔 12 本全てにひび割れがありまして、昨年度 4 塔、修繕をしたところでもあります。残り 8 塔の修繕も必要となっており、順次改修していきたいと考えております。今後、策定していく公共施設等総合管理計画などを見ながら、公共施設のあり方も踏まえて、全体の整備計画を立てていきたいと考えております。午前中からの一般質問でも、重要な問題として議論していただきました公共施設のあり方、この方向性を見定めていかなければならない難しい問題だと認識しております。以上です。

1 今泉 今、いろいろなことを伺いましたが、最初に車椅子の関係ですが、車椅子の関係の車を導入の関係ですが、これはいつ設置をされますか。導入されますか。

町民課長 1 台は今年度と考えておりまして、今議会に提案させていただいております一般会計補正予算の中に盛り込ませていただきました。

1 今泉 1 台の車はどちらのほうに配置する予定ですか。

町民課長 現在、シルバー人材センターに貸与しております車両の更新でございますので、配置箇所につきましてはシルバー人材センターのほうで適切な場所に配置されると思っております。

1 今泉 それでは再質問します。要介護 3、身体障害 1 級以上の移動手段は、現状の移送サービスしかありませんが、国民年金の方が遠出をする、利用すると経済的

に負担を生じます。たとえば田口発新城市民病院に出かけると片道3,500円、豊橋市民病院だと6,000円。この金額を決めた根拠は何ですか。一般の方が豊鉄バスを利用すると、新城市民病院まで1,180円、豊橋市民病院は豊橋駅まで1,760円、そこから乗り換えて270円、合計で2,030円です。豊川市民病院だと1,670円と非常に安価に行くことができます。どうか障害者を豊かにするためには移送サービス料の一部を補助金でまかなうようにできないですか。さらにもう1点、現在、みらい工房に障害者が無料で移送サービスを受けていますが、要介護3、身体障害者1級以上の方は、設楽町内の各医者に通院する場合も同等の扱いができないですか。3点目、先ほど送り迎えのことで言われましたが、過日行われた奥三河総合センター内、文化祭で、杖だとか手押し車等使用の高齢者が「行きたくても坂がきつくて行けない」「役場からバスを出してくれないか」と要望を受けました。また車椅子の方が「同センターでトイレを使用したかったが、故障して使えなかった。近くの喫茶店で借りた」と苦情を受けました。イベント等を開催する場合は、障害者の方を優先するためにも、トイレは常に点検する必要が思慮されるがどうですか。以上です。

町民課長 まず料金の件でございます。先ほどお答えをいたしましたけれども、タクシーなどそういう移動手段のある場合に、その概ね2分の1という料金を設定し、それをお認めいただいております。次に通院へ行くもの等に助成はできないかということでございますけれども、すでにこの移送サービスにつきましては、介護の方、身障の方、そういう方に限って、ご利用いただいておりますので、その前提でこのような料金を定めておるものでございます。それと文化祭での身障用トイレの故障の件につきましては、ちょっと私どもではお答えしかねます。以上です。

1 今泉 やっぱりこういう文化祭とかイベントがある場合は、お年寄りの方も楽しみにしているのですね。それで、特に奥三河総合センター、あそこの坂、きついのはね。杖だとか車椅子の方だとか、そういう方はあそこへ行けないということなので、それを何とか町の役場からあそこへイベントのあるときはそこから出発できるようなバスを出してもらえないでしょうか。

教育課長 文化祭の時に送迎をということでありますが、そういうことを今のところ想定しておりませんでしたので、通常の行事、今、託児とかそういうことは考えるわけですが、当日、田口まではどうやってくるのかちょっとわかりませんが、文化祭の時に少なくともトイレが使えなくて、喫茶店でトイレが使えたということになると、一般のトイレでよかったのかなという気もしておりますけれども、一度総合センターで行事を開催するときに、そういう必要性があるのかどうか検討したいと思います。

1 今泉 私もその件を聞きましたもので、奥三河総合センターのほうへ行ってトイレを確認してきました。そのときにやっぱり洋式ですね、洋式のトイレがあって、一応あります。あって、たまたまそこに壊れていたということは、そのセンタ

一の人に聞いたのだけれども、それは大変申し訳なかったと言うのだが、やっぱりこういう会があるときは事前に点検して、そういうお年寄りが来てもちょうとトイレが使えるようにやっていくのが、町の筋だと思いますが、いかがですか。

教育課長 総合センター、愛知県の施設でありまして、たぶん管理協会としても要望は出しているのしょうけれども、多額の予算を要するというので、今年度の修繕の中では賄えないということで、未だに未着手ということだと思いますが、洋式トイレは本館のほうにも、施設の2階のほうにも整備されておりますので、たぶん情報がうまく伝わらなかったということだろうと思います。以上です。

1 今泉 それでは2問目の再質問にいきます。津具スポーツ広場の関係ですが、建物内に設置されているくみ取り式トイレは、蛆だとか蠅の発生のほかに乳幼児が転落する事故も他町村でおきています。また糞尿などが発酵しメタンガスが発生することがあり、それに静電気やたばこの火が引火して爆発する危険性があるため、水洗化できないならここは撤去したらいいかと思います。事故が発生すれば町の責任も問われる心配がありますので、町としての対応をお願いします。使用頻度はここ数年、テレビでもおなじみですね、欽ちゃんの仮装大賞の練習を1か月くらいやっておりますが、特に女性の方がトイレに困っています。雨降りは雨漏りがあり、さらにくみ取り式で不衛生なので使いたくない。先に家で用足しをしてくる女性もいます。また野球は2か月、弓道は毎週1回、イベントなど多くの町民がスポーツ広場を利用します。ですから衛生面がよいトイレが必要なのです。答弁をお願いします。

教育課長 でありますので、先ほど申し上げましたように、施設の統合ですとか、そういうことを一括、公共施設の総合管理計画の中で考えて決めてからでないと、せっかくの高い投資が無駄になってしまいますので、全体の方向性がみえてから、その整備のほうに着手したいと考えております。

1 今泉 今言ったみたいに、くみ取り式トイレの中、いろいろあるのですか、過去にもそういう赤ちゃんを産み落としたりとか、幼児が転落したりとか、そういう事故が発生しています。この件について、やっぱりそういうところが危険ならば、早急に対策するか、そこのトイレは使用禁止にするか。何かそういう方法を考えて、願いたいと思いますが、町長の意見ををお願いします。

町長 津具スポーツ広場の施設につきましてはですね、冒頭申し上げたように、60年以上経っている施設ということで、しかし現存しているという状況であれば、なるべく利用ができる人たちはそこで利用、いろいろな目的のために利用されることは結構なことですし、承知はしておるわけですが、ただ維持的なことをこれから考えていったときに、その施設、そのものを建て替える必要があるかどうかということも含めて、先ほど教育課長が申し上げたように、町全体の中の公共施設の総合管理計画というのをこれから作ろうという状況になっております。その中に、あの施設も当然対象として考えていきますので、そうした中で、たとえば弓道場は今使っているが、それから外の野球場は使っているが、屋内の施設に

については特定の方の特定な時間帯に使われるということも承知はしてはおりますけれども、そのためのトイレをどう対応するか。そこらあたりも、そのトイレのあり方、施設全体を見たときのトイレの位置づけみたいなものを、またそこで検討をする必要があるかというようにも思っております。そういうことで、まずはこの計画の中に載せて、位置づけというものを、きちっと方針を決めていきたいなと思っております。で、その中で、今御指摘をしていただいたように、誰もが開放的に中に入って行って、いろいろな事故につながるというようなことが、危険性があるとするのであれば、当然、それへの措置等は講じておかなければいけないということで、使用中止にしておけるような、特定の場所によっては中には入って使用ができないような状況も作っておかなければいけないかなというふうに思います。いずれにしても、そういうところも含めて、施設のこれからのあり方というものをよく検討する中で位置づけていきたいと思っております。

1 今泉 そういうことで、今いろいろと話を伺いましたが、とりあえずこれからのことについて、スポーツ広場の中でいろいろイベントがあつたりしますが、前回のイベントの時も外に簡易トイレを持って行っていただきました。簡易トイレはやっぱり人の目があるところで、利用する方がものすごく控えます。ですからなんとかあそこをそういう多目的なものを別の棟で建ててもらえたりだとか、今のトイレを水洗化してもらえたりとか、それをなんとかできるか、できないか、その検討をお願いします。

町長 トイレの今後の整備の必要性等も今申し上げましたように、施設全体の位置づけ、あり方を検討し、そこで方針を決める中で、それによってはトイレの単独性で設けることが必要かどうかということも検討の中に入れて、その方向性を見出して、その結果で対応していきたいと思っております。

1 今泉 今、町長さんからそういうお答えをいただきましたが、検討というのは、いつ頃にそういう結果がでるのですか。

町長 この公共施設等総合管理計画の計画をたてていくのが今年度から来年度でありますので、まずは来年度1年間かけて、全体の計画というものをきちっとまとめていきたいと思っております。その結果によって、今申し上げたような、こうした個々の対象施設をどういうふうにしていくかということも含めて、その中で決めていきたいと思っております。

1 今泉 いろいろ今まで含めましてありがとうございました。私もいろいろあちこちのトイレの件で、設楽町をいろいろ見ました。ふれあい広場、それから本町のトイレ、すべて回って見ました。その結果、やっぱりお年寄りの方、車椅子の方は、中に入って座るトイレがあるのですが、やっぱり水洗化というか、お湯が出てきれいにできるという、そういうようなものは設置できないですか。

町長 これからの時代ですので、過去の現存している不衛生な使いにくいとか、そういうところに遠慮しなければならないような施設があるとすれば、そういうものはもちろん撤去も含めてですね、新しく改善を図っていかねばいけないと

思っておりますし、改善を図るということは、必然的に、これからの使いやすい、衛生的なものを講じていくのは当然だというふうに思っておりますので、そうして対象となったものへの造り替えということを進めることによって、そうした不愉快な施設を廃止をしていく。一方では衛生的な使いやすい施設に替えていくということは、基本的なことだと思っております。

1 今泉 いろいろ質問しましたが、これからの時代を踏まえ、やっぱり高齢化が進んで、これから皆さんもある程度年になって、そのような車椅子だとか、杖だとか、いろいろなってくる時代になってくると思います。ですからそういう施設に対しては、本当にそういう方が利用できるいいものを作ってもらいたいことを要望して、質問を終わります。

議長 これでは今泉吉人君の質問を終わります。

議長 次に2番河野清君の質問を許します。

2 河野 それでは質問をさせていただきます。現在、人口の減少問題というのは喫緊の課題であり、深刻な問題であります。その一環として、津具地区における支援住宅・医師住宅がありますので、それについて質問させていただきます。私がこの4月に町議会議員選挙に出馬を決意したその大きな理由の1つに、津具を含めて設楽町の止まらない人口減少とそれによる町の衰退と暮らしへの不安・危機感といったものが大きなものでありました。なぜ人口減少が止まらないのでしょうか。国レベルの人口減少が根本にはあって、設楽町のみの問題ではないと思いますが、それでも減少を食い止めている町村はないわけではありませんので、何としても減少をくい止めていかなければならない。設楽町も人口減少の歯止めをかける努力はしなければならぬと思っております。設楽ダム計画に伴う人口流出という要因もあると思いますが、これからも設楽町に住みつづける私達住民にとっては手をこまねているわけにはいきませんし、住民・行政が手をたずさえて住みよい町づくり、人もうらやむ町づくりを追及していかなければならないと思っております。現在も地域づくり意見交換会など献身的な努力がなされています。その努力は今後も継続していかなければなりません。それと平行して、従来からの地域づくりに向けたさまざまな移住促進の施策も進めていかなければなりません。そこで移住における必須条件である、住宅問題について津具地区の現状から質問したいと思います。津具地区には4か所の町営住宅の他に、3軒の新規就農支援住宅と医師住宅があります。どの住宅も町の活性化と暮らしの安心を願って、支援住宅で33,680千円、医師住宅で28,540千円、総額62,000千円以上の予算を投入して建てられ、改築されたものでありますが、残念ながらそのほとんどが、使われておらず、空き家状態がつづいております。どんな新しい建物でも、人が住まない状態が続けば建物はどんどん劣化してゆきます。現に住宅のカビの発生が起きており、対応をせまられています。また住まなくても維持管理の費用は発生して

おります。せっかくの住宅が使われずお荷物状態であってはなりません。医師住宅においては、現状では常勤医師の見込みがなかなかみえてこず、週3日の派遣医師体制では住宅の利用はなかなか見えて来ず、空き家状態がこれからも続くことになる。また就農支援住宅も現状では入居希望者がおらず、共同住宅の1人のみで、これも空き家状態が続くそうであります。私は設楽町が特別観光地として売り出せないとしても、設楽町が持っている緑豊かな住環境と、そして子育て環境として、農林業や自営活動の場としてその他の町村と遜色ない環境を備えていると思っております。その魅力が都市部の人々の田舎移住の希望、ニーズにうまくリンクできていない、ミスマッチの状態なのではないかと思っております。そこで質問します。1. この公共住宅が建てられたいきさつと目的はなんですか。2. 目的を限定した住宅であれば、計画・建設と同時に入居者確保に向けたあらゆる施策が図られてしかるべきであるが、現状は空き家状態である。めどはないけれども、とりあえず建てておこうということであったのでしょうか。入居者確保のためにこれまでどのような施策、努力がなされてきたのか、お聞きします。3. 町はこのような住宅利用状態をどのように認識し、今後どのような打開策を考えているのかをお聞かせください。4. 人口減少をくい止めるためには、新規移住者を増やすということと、今住んでいる住民の転出をできるだけ出さない。介護・医療・福祉・教育等の充実を図り、安心して住みつづけられるようにするという、車の両輪のような取り組みがなければならぬと思いますが、その点について、大局的な町長のお考えをお聞きしたいと思っております。以上について第1回目の質問を終わります。

産業課長 それでは河野議員のご質問の内、私からは、農林業担い手支援住宅に関するご質問についてお答えさせていただきます。まずこの住宅が建てられたいきさつと目的についてでございますが、設楽町ではこれまで過疎化、高齢化に伴う農林業の担い手不足という深刻な問題を抱えており、新規就農林者の受け入れに力を注いでまいりました。しかし、就農林希望者との相談会などを行う中で、特に、町営住宅、空き家などがうまく見つからず、住宅の確保が一番の問題となっており、ここ数年は、ほとんどの希望者が新城市で就農している状況でございました。新規就農林者を受け入れ、担い手を確保するという担い手不足の問題もうまく結果に結びつかない状況でございました。そのため、総合計画の中でも受入体制を整備することを課題とし、就農林者が当町で就農しやすい環境を作るために農林業担い手住宅を整備いたしました。入居者確保のため、これまでどのような施策、努力がなされたかということでございますが、受入体制の整備を図るとともに、募集については、町ホームページに掲載し募集しているほか、近隣市町村が連携して組織している協議会や愛知県が主催する就農林相談会などに参加し募集を行っております。今現在、来年3月より就農を予定している方が4名いらっしゃいますが、その内の1人が、議員御指摘のとおり農林業担い手支援住宅の単身者用住宅、1人が町営住宅のコーポ林、残る2名は自宅と親戚の家に居住されてお

ます。この4人とも独身の単身者でございます。住宅利用状況をどのように認識し、今後どのような打開策を考えているかということでございますが、単身者用2部屋と世帯用2棟が空いている状況でございますので、今後も各種就農林相談会などに参加して、就農林者の募集に努めるとともに、愛知県農業会議、愛知県立農業大学校などの関係機関との連携の強化を図りまして、さらに積極的な受け入れを行っていきたいと思います。またこの際には、この就農林支援住宅の存在を全面に打ち出していきたいと思っております。以上でございます。

津具総合支所長 それでは管理課のほうから医師住宅についてお答えをさせていただきます。医師住宅の建てられたいきさつと目的でございますけれども、医師住宅は平成17年の診療所建設当時から建設計画がありましたけれども、当時の常勤医師が住宅を建てなくても少しの畑のある空き家を希望したことから建設を保留してきたという経緯があります。その常勤医師が平成25年3月に辞められた折、新たに医師を招聘する必要があったわけでございますけれども、医師の医療活動が円滑にできるような環境をつくり、新しい医師に設楽町に住んでいただけるように医師住宅を用意するというので、公設公営の診療所を運営していくことに対する町としての誠意として医師住宅を建設したものです。2番目の入居者確保のため、これまでどのような施策、努力がなされたかということでございますけれども、これは医師の確保に向けてということになりますけれども、常勤医師がいなくなった当初から県や関係機関へ働きかけを行い、常勤医師についての情報交換や医師の派遣などをお願いしてきてはいますけれども、医師の確保については大変厳しい状況となっております。医師住宅につきましては、常勤医師への貸し出しはもちろんでございますけれども、派遣医師も希望があれば利用できることとなっておりますが、派遣医師につきましては、つぐ診療所の診療後、病院へ戻らなければならないということから、今のところ住宅の利用には至っていないというのが現実です。次に、今後の打開策ということでございますけれども、医師住宅がすでに存在するという事は、医師招聘にとって大きなメリットとなることは言うまでもないことですので、引き続き医師の確保、そして医師住宅が使用されるように努力していきます。以上で答弁を終わります。

町長 私からは最後の人口減少をくい止めるための新規移住者を増やすことですが、現在住んでいる方々が引き続きここに、設楽町に住み続けていただけるために、町長はどういう見解で考えているかという、そういう主旨の御質問かと思っておりますので、これにお答えをさせていただきます。人口減少をくい止めるため、そしてここで住み続けられるということを基本として、これからのまちづくりというのは地方創生というひとつの国も推し進める大きなターゲットの中で、設楽町としてもこれを作り上げていく必要があるかと思っております。で、そうしたなかで今までにも公共交通の、先ほど言っていたバスの足の確保ですとか、それから高齢者の人たちが住み続けていけるような対応策を図るための、そうしたところへのいろいろな細かい手立て、そしてさらには若い人たちが、というかこれから新し

い社会に必要であるインターネット等、そうしたものが自由にフルに使えるような環境整備ということで情報ネットワークの整備を進めるところですが、それから何をおいても、我々設楽町にとってはこれから住み続けるための必要不可欠な道路の整備、こうしたものをきちっとこれから作り上げていく。そうする中で、医療、介護にも不自由な部分をなるべくフォローができるような、そうした社会環境づくりを進めていくことが重要だというふうに思っております。そして、こうした各種課題について対応する中で、これから設楽町という町へあらためて定住していただけるような人も呼びこまなければいけない。そして今までどおり住んでもらっている人たちも不自由さというものを感じずに住み続けられるように、そういう社会整備、環境整備を進めていくことが肝要であろうと思っておりますし、また地方創生という中で、そうしたことをきちっと柱立てて、作っていくということが我々に課せられて責任の中で、こうした新しいまちづくりを進める、そういうことが重要だろうと思っております。以上です。

2 河野 ありがとうございます。再質問をさせていただきますが、2番の現在3名の独身の方が津具地区で新規就農ということで移住されているということですが、その内の1名だけが共同住宅に入っておられる。あとは何とかなっているということなののでしょうか。コーポに入っておられる。で残りはどこかの住宅にということでしょうかね。要するに、現在の施設には1人しか入っていないということだったと思います。そこで、6点のことについて質問をさせていただきたいのですが、常勤医師にしても就農希望者にしても、今言ったなかなか入居者が出てこないということではありますが、そういう状態で何とか設楽町にこういうところがあるということは、積極的に働きかけていかなければなかなか空き家が状態を解消するということにはならないと思います。一方で、高野先生も言われているように、都市部の人たちの田舎志向というのは一定程度あるわけで、そういった方々に何とかコミットして、設楽町を知ってもらい、そして「じゃあ行ってみようか」というふうに持っていかなければ、なかなか解決に結びつかないと思いますので、今の御回答の中でいろいろな農業フェアとか奥三河フェアなんていうのがありますが、都市部での。そういったところでアピールされているというふうにお聞きしましたが、そういうことがあるのであれば、今後もそういうさらなる積極的な出張移住相談コーナーなんかをその中に組み入れてアピールする。そういう予定をしておられるのかどうかを、もう一度お聞きします。それが1点。それから岡崎に農業大学校というのがあるわけですが、そこに集まる学生さんの方々は、当然卒業したら新規就農先を求めている層なわけですから、一番移住の可能性のあるところの人たちだと思うので、そこに毎年のようにどういう形がいいのかわかりませんが、授業の中に組み込んでいただけるのであれば出張して、設楽町でこういう新規就農者を求めているというような取り組みをやっていただけないかということ。それから3点目、中町裏と野向に新規就農の住宅があるわけですが、なかなか妻帯者対象というくくりがあって、単身者では使

えないわけですね。もし単身者であっても、空いているよりは入っていただいたほうが良いと思いますので、特例的な扱いで、いろいろな林業とか、たとえばジビエのようなことで就業したいという人たちが住めるような形にできないものだろうかということをお聞きしたいと思います。それからもうひとつ医師住宅もですが、なかなか常勤の医師を迎えるということができないし、派遣の医師がなかなか都合つけるという形になりませんで、そういう状態が続きますといつまで経ってもあそこは空き家状態が今後も続くということになってしまいますので、これもまた特例が必要なかもしれませんが、一般に貸し出すということも考えられないか。もちろん医師が見つかって、あそこを使うということになれば変わっていただくということはある条件になると思いますけれども、そういうことも考えなければならぬのではないかとということをお聞きしたい。次に、現在住民の意見交換会などでも、空き家バンクというか、空き家の状態を把握するという作業が必要だということは、どこの地区でも言われていて、そういう取り組みがこれから求められていくと思いますが、空き家バンクを機能させるための今後の施策について、今考えられているところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。最後に、これはちょっと僕の思いがあるのですが、新規就農者ばかりでなくて、もちろん新規就農、農林業就農者も大事ではありますが、たとえばですね、もの作りの人とか、アーティスト、そういった自分たちでもう仕事は持っている。自分たちで場所と住むところ、仕事場と住むところがあれば別に就職先は全然必要がないわけです。自分たちでそこで展開できる能力を持っている方々ね。そういった方々にも、新しい場所を求めておりますので、そういう方々にもアピールすることが必要ではないかなということで、たとえば愛知県には愛知芸大とか、名古屋芸大とか、そういった技術系の学校があります。そこでの芸術家のたまごたちは、卒業したらどこか自分たちの創作活動をする場所が必要になってくるわけですね。そういったところへ出向いて、設楽町でやってみませんかというような、そういう働きかけも、町としてできないものかどうか。それについてお伺いしたいと思います。

議長 河野さんをお願いをするのですが、この通告文からはなかなかそこまでくみ取ることは難しいので、今日、お答えができればお答えをさせますけれども、次回からはもう少し丁寧な通告にさせていただきたいと思います。

産業課長 それでは私からは河野議員の1点目、2点目、3点目についてお答えできるかなと思いますので、お答えさせていただきますけれども、まず積極的な働きかけということでございますけれども、冒頭申しましたように、就農林相談会等が年何回か開催されておりますので、そちらのほうへ積極的に出向いております。その際には、この設楽町にはこの就農林支援住宅というものがあるということ进行全面に押し出して進めております。また特に新規就農林者の確保ということで進めておりますけれども、今年は単身者が、来年3月から新規に就農される方は単身の方が4名であったというような状況でございます。夫婦の方がいなかった

ということもございまして、このような状況になっているわけです。あと農業大学校とか、そういった件でございませけれども、県の農業会議とか農業大学校との連携というのは、本当に大事なことだと思っておりますので、積極的にそちらのほうに出向いていきたいと考えております。あとは中町裏と野向住宅でございませけれども、こちらは夫婦の世帯ということでございませるので、単身の方はそちらのほうの専用の住宅へ行っていただきたいということもございませけれども、今年は1人、コーポ林に入った方は、単身者用のほうではなくて、コーポ林のほうがいいということで入られました。この農業担い手支援住宅というのは、期間が決まっておりますので、2年という期間がございませます。ですので、2年の間にまた新しい町営住宅とか空き家等を探してもらおうことになるのですけれども、そういったところを通り越してコーポ林のほうに行かされたというような状況でございませるので、よろしく願いいたしたいと思っております。以上でございませます。それと新規就農林住宅ということでございませるので、林業に携わる方も受入は可能でございませます。以上でございませます。

津具総合支所長 医師住宅を条件付で一般の方に貸し出せないかということでございませけれども、医師住宅につきましては医師を招聘し、確保していく上での大きなプラス要因となりますので、つく診療所の担当課といたしましては期間を限定してとか、あるいは入居する医師が決まるまでとかというような条件をつけて一般の人に、医師住宅を貸し出すということは、医療行政という面からとってみますとマイナス要因となりますので、担当課としてはそういうことは考えていませんが、たとえば東栄病院ですね、勤務している医師に貸し出したりするということにはひとつの解決策なのかなとは思っております。医師不足などの医療問題を解決するには、1つの町村では解決するのは到底無理なことですので、北設あるいは新城以北、東三河一体となって、この問題に取り組む必要がございませけれども、医師不足の中、東栄病院から派遣をしていただいておりますので、つく診療所に派遣されている医師ではなくても、北設楽郡の医療を担っていただいているという医師でございませるので、そういう医師に住宅を貸し出すなどして、広域的な視野にたって考えていってもいいのかなと思っております。以上です。

企画ダム対策課長 まず空き家バンクの機能というところですが、数年前に行政主導で実施をしましたがけれども、現時点、取り組み方としますと、地区の移住定住の協議会を立ち上げるべく、意見交換会を進めております。そういったところで、まず地域での発掘盛り上げというところで進めておりますので、そういったところでのやり方を進めていくつもりであります。それから芸術家ですとか、そういった方ですけれども、間口が狭いといひますか、そこをピンポイントでどのような効果があるかというところが図りかねるところはありますけれども、1つの方策としては考えられますけれども、そういったことよりも、やはり来ていただくところは広く受け入れると。可能性の問題との対応だと思ひますが、こちらとすると、そこへ直に行くのではなくて、やはり広くそういう受入条件を示していく

というのが策ではないかなと思います。

2 河野 要するに、漠然と行ってもなかなかマッチするということが難しいわけですから、やはりピンポイント的に、一番住環境それからそれを仕事をする環境を求めている層というのが、ある程度わかるわけですから、そういった場所に働きかけるといことは、非常に有効だと思うので、努力して、そういった場にまで足を運んで、もちろんこちらにこういうある程度のプログラム、構想がなければ、なかなかいけないとは思いますが、求めている人は非常にある程度見えていますので、そこへ働きかけるといことがこれからは必要なのではないかなと思いますが、町長、最後お願いします。

町長 いろいろそうやって、新しい人材というか、この設楽町に来ていただける人たちを広い意味で募るといことは、大事なことだと思います。いろいろな方法ですとか、いろいろな機会を捉えて、設楽町をPRしながら、そして少しでも定住につながっていきけるような、そういう施策を講じていることは、これから重要な課題でありますのでこれを進めてまいりたいと思っております。で、そういうことを、総括的に進めるために、まずは今地域においてそれぞれの学校単位区で、地域の住民の皆さん方が、そういったところの議論を高めながら、やっぱり地域の人たちの力というものも大きい要素があると思っておりますので、そうしたアンテナを皆で張りめぐらせながら情報を共有し、そして行政はもちろんですが、やはり地域あげて、いろいろな人たちとの繋がりを作りながら、人を紹介してもらったり、またPRしたり、そういうきっかけ作りをすることによって、この地域を知ってもらい、そして住んでもらえるような、そんな機会を多く取り入れて、皆で活動していくことが重要かというふうにも思っております。したがってそういったことを支点にして、皆でそういうまちづくりを進めていくことが肝要かと思っております。

2 河野 ありがとうございます。とにかく思いは皆、議員も役場の方々も皆同じで、何とかして設楽町という素晴らしい環境を活かして、移り住む人たちを1人でも多く、これから発掘し、受け入れていくという努力を、今後続けたいと思っておりますので、私も微力ながらできる範囲でがんばりますので、よろしく願いいたします。以上、質問を終わります。

議長 これでは河野清君の質問を終わります。

お諮りをします。休憩をとりたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 14時20分まで休憩としたいと思います。

休憩 午後2時05分

再開 午後2時20分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第6、報告第11号「専決処分の報告について」を議題とします。本案について、説明を求めます。

副町長 報告第11号「専決処分の報告について」、地方自治法第180条第1項の規定

により、別紙のとおり専決処分したので報告する。平成 27 年 12 月 1 日提出、設楽町長横山光明。1 枚はねていただきますと、専決処分書を添付してございます。そのあと、もう 1 枚はねていただきますと、その専決処分の内容が書かれています。設楽町役場内で、公用車による交通事故ということで、それに対する損害額の補償をするという内容でございます。専決第 4 号の参考資料ということで書かれていますけれども、事故の発生日時が平成 27 年 9 月 7 日午前 11 時 20 分頃でございます。事故の場所につきましては、役場の庁舎内でございます。事故の内容につきましては、物損事故で、庁舎敷地内で公用車を駐車した際、AT シフトレバー位置はニュートラルでございまして、サイドブレーキを確実にかけてなかったため、公用車が動き出しまして、後方に停車していた被害者の方の自動車に衝突したという内容でございます。被害額が 120,294 円で過失割合は設楽町が 10 割悪いという内容でございます。相手方につきましては、1 枚戻っていただきますと、設楽町内の方でございまして、加藤良一さんでございます。以上、損害賠償の専決をさせていただきましたので、報告をさせていただきます。以上です。

議長 説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

4 夏目 参考資料を見ますと、AT シフトレバーがニュートラルであったということで、サイドブレーキを確実にかけていなかったと。これは用事が終わって公用車の駐車場に設置したのか、用事の途中でやったのか知りませんが、少し職員の事故が連ちゃんというのか、年度別に起こりすぎではないかと。前には確か、私の記憶では名古屋のほうに出張の時に足助のコンビニで左右確認しないで出て、やっぱり 10 割合のあれであったということですからけれども、職員に対するこういうような、特に県のほうでは死亡事故ワーストワンを解消しようとして今やっきになって一生懸命交通事故撲滅をやっている最中ですので、特にこの庁舎内でニュートラルにしておいて、サイドブレーキをかけ忘れということ。これを一点で強調して、それを誰かという検索はしませんが、職員に対する注意喚起並びに交通事故撲滅についてもう少し厳しく、研修をやってほしいと思いますが、そのへんのところのご見解をお伺いします。

総務課長 以前の議会でも答弁をさせていただきましたけれども、25 年 26 年と間で 5 件そういう事故がありまして、今回ずっと 1 年以上なかったわけですが、職員の不注意による事故、非常に単純な事故であります。こういう事故がおきて専決処分して議会の報告ということになったわけですが、その点については、私、運転管理者という立場でありますので、日常的に職員の車両の点検、それから職員の身体の状態等を点検しながら、車両のほうを使用させているわけですが、連続したということもありまして、課長会議等で説明はしましたが、やはりまだまだ徹底されてなくて、毎年このような事故がおきてますので、今後できるだけ早く一度また課長会議等で職員皆に周知して、戒めの意味で今後の対応を図っていきたいと思っています。

議長 ほかに。

2 河野 シフトレバーをニュートラルにしてサイドブレーキもかけずに車を離れたということは、よっぽどちょっと心がここになかったような状態じゃないのかという、ちょっと想像を絶するようなことだと思います。で、これが物損事故ですんだからよかったものの、万が一庁舎を訪れた子ども連れの方の、もし人身事故のようなことがおきたら本当に取り返しがつかない。こういう車が動き出して、人が死ぬということはたびたびニュースなどで聞いておりますので、厳しく、二度とおこさないくらいの指導をお願いしたいと思います。以上。

議長 ほかに。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。報告第 11 号は、終わりました。

議長 日程第 7、同意第 5 号「設楽町神田平山財産区管理会委員の選任について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 同意第 5 号「設楽町神田平山財産区管理会委員の選任について」、次の者を設楽町神田平山財産区管理会委員に選任したいので、設楽町財産区管理会条例第 3 条の規定により、議会の同意を求める。平成 27 年 12 月 1 日提出、設楽町長横山光明。委員の選任でございますけれども、氏名が井鳥孝夫でございます。委員が欠員になっておりますので、補充の選任をしたいという内容でございます。以上でございます

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。同意第 5 号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。同意第 5 号は、同意することに決定をしました。

議長 日程第 8、議案第 73 号「設楽町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 73 号「設楽町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について」、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定することについて、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。平成 27 年 12 月 1 日提出、設楽町長横山光明。指定する郵便局の名称、段嶺郵便局。取扱事務、住民票の写しの交付の請求の受付及び当該請求に係る住民票の写しの引き渡し。納税証明書の交付の請求の受付及び当該請求に係る

納税証明書の引き渡し。印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引き渡し。取扱期間、取扱期間は平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。ただし、取扱期間満了の日から 6 月前までに設楽町または日本郵便株式会社のいずれからも指定解除の意思表示がないときは、取扱期間をさらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。という内容でございます。平成 28 年 4 月 1 日から 3 つある窓口センターを、民間に委託する作業を今現在進めております。段嶺の窓口センターにつきましては段嶺郵便局のほうに委託をかけたいと思っております。名倉の窓口センターについては農協のほうに、それから神田につきましては個人の方をお願いするような形で進めております。郵便局に事務を取り扱わせるという内容でございますが、この件につきましては先ほども申し上げました法律によりまして、議会の議決が必要でございますので、今回提案をさせていただきました。以上で終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

7 熊谷 今の副町長に、「だんれい」ではありません。だんれい郵便局ではなくだみね郵便局です。大変間違いが多かったのでそれを訂正していただきたいです。

それとですね、空いた庁舎、管理は当然町ですが、またこの前説明があったように自由に貸していただけるということですが、誰がそこを清掃等やられるのかを、ちょっと教えていただきたい。

町民課長 郵便局の名称の件でございますけれども現在の郵便局名はだんれい郵便局と承知しております。

7 熊谷 「だんれい」になっている。ばかな。教育課長、「だみね」だよな。それで我々行った時の会議でも「だみね」郵便局だから「だんれい」郵便局なんて。読む人いるよ。確かに「段嶺」だから。あれを「だみね」と読む。田んぼの峯とね。

議長 ほかにありませんか。

5 金田 念のためですが、この民間の方だとか、それから郵便局の方だとか、農協の方たちに個人情報にはわからないようになっているのですか。

町民課長 その件に関しましては、そのように契約で行いますので、いわば公務員とすると行っていただければ結構です。ものは見て交付はいたしますけれども、それはその業務として行っていただくような契約といたします。ということです。

議長 ほかに。

6 高森 前に名倉支所に行ったときに、近くの民間の責任者の方が「高森さん、わたしのところでも事務関係できるから、将来そういうことも考えた方がいいな」と言われたのですが、私、本当は支所の拡充をお願いしたいと思っていましたよ。きちっとした秘密を保持できる一般職員の責任ある方が 1 人入れば、それで十分、謄本から全部そこで処理できるはずだったので、それをいきなりこうして、名倉は農協のほうですね、農協と今言ってきましたが、ほかの地区は郵便局と。組織が 2 つあるのですが、これ秘密保持とかそういうことを考えると、やっぱり現況の職員、今アルバイトですからね、職員を派遣する形でとりあえず支所を維持して、

それから後に住民にきちっと意見集約してからそういうことしたほうがいいと思います。私、もうすでに女房がキャッチしてしまっていて、窓口が閉鎖されるかもしれないという話を聞いたので、どきっとしたので、今日これ出てきたのでビックリしたのですが、やっぱりもうちょっと地域にきちっとそういうこと話してからこういう事業を進めるべきだと思いますが。そのへんの手続きいかがですか。

町民課長 この窓口センター事務の民間委託につきましては、昨年、全員協議会に御説明しております。で、今年度、4月の区長会でも御説明申し上げ、その後関連する地区の皆様説明会を3か所で設けました。で、その出席者が少なかったため、区長さん方にお願ひし、その同じ資料を区内にご回覧いただいております。その後郵便局との協議を進め、この議案を提出したものでございます。

6 高森 それではどうして名倉だけ郵便局でなくて、JAなのですか。

町民課長 その場所ごとに最もふさわしいところを検討した結果、段嶺地区につきましては向かい側に郵便局がありました。そこでは今回提出しております議案に基づく法律によって委託が可能でございましたので、郵便局を選択いたしました。で、名倉地区につきましては、現在農協の支店内にコーナーを設けておまして、そこで窓口業務を行っております。そこを変更することなく農協に委託することが一番利便性が高いと考えて、そちらにいたしました。神田につきましては、町民センターの道反対側に神田の簡易郵便局、そちらに勤めてみえる方にお願ひするのが適切と考えまして、それぞれの委託先を選択したものでございます。

議長 ほかに。

副町長 先ほどの郵便局の名前の件でございますけれども、字はこのとおり段嶺郵便局と、こういうように書くわけですが、読み方につきましては「だみね」だそうです。大変失礼しました。

議長 他にありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。議案第73号を文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第73号を文教厚生委員会に付託をします。

議長 日程第9、議案第74号「東栄町と設楽町間の情報ネットワーク事務の委託の廃止について」と日程第10、議案第75号「豊根村と設楽町間の情報ネットワーク事務の委託の廃止について」を一括として議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第74号「東栄町と設楽町間の情報ネットワーク事務の委託の廃止について」、地方自治法第252条の14第2項の規定に基づき、平成28年3月31日をもって東栄町と設楽町との間の情報ネットワークに係る事務の委託を廃止する

ことについて、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき議会の議決を求める。平成27年12月1日提出、設楽町長横山光明。議案第75号につきましても東栄町が豊根村に変わったものでございます。今まで情報ネットワークにつきましては、設楽町の特別会計で処理をしてまいりましたけれども、3町村の協議によりまして、北設広域事務組合で処理するという方向が示されましたので、平成28年4月1日から北設広域事務組合でこの事務を処理するという内容で、今まで東栄町と豊根村から委託を受けておりましたけれども、これを廃止するという議会の議決を求めるものでございます。以上、説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。討論、採決は1件ごとに行います。議案第74号「東栄町と設楽町間の情報ネットワーク事務の委託の廃止について」の討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第74号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第74号は、可決されました。

議案第75号「豊根村と設楽町間の情報ネットワーク事務の委託の廃止について」の討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第75号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第75号は、可決されました。

議長 日程第11、議案第76号「工事請負契約の変更について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第76号「工事請負契約の変更について」、平成27年5月1日に議会の議決を得た、設楽町立名倉保育園建設工事の契約の一部を変更したいので、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。契約の目的、契約の方法、契約の相手方につきましては、変更がございません。3契約金額、200,880,000円を203,455,800円に変更をいたします。平成27年12月1日提出、設楽町長横山光明。1枚はねていただきますと、変更の主な理由を記載させていただいております。建設地を掘削した時に、多数の大粒径、大きな転石が出てきましたので、その振り分け作業と運

搬作業が必要になってまいりました。そのことによりまして、契約金額の増額をさせていただきたいという内容のものでございます。以上説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

3 金田 この転石のですね、大粒径と書いてありますけれども、どのくらいの大きさだったのかを教えてくださいたいというのと、もう1点はふるい分け作業とはどういう作業なのか、教えてくださいたいのですが。

町民課長 出た石につきましては、数十センチから1メートル以上までございました。ふるい分け作業についての内容についてでございますけれども、重機に籠状のバケットを付けまして、それでふるい分けし、転石を分け、土と転石というふうに分けをいたしました。

3 金田 それではスケルトン作業ということですね。それで、この転石の運搬費ですけれども、運搬費用ってどのくらいですか。

町民課長 約15キロです。

議長 ほかに。

5 金田 これは町民課長さんではないかもしれませんが、専門の方をお願いします。たびたびこういうふうにして、掘削してみたら増えるということがおこるのですが、それは当たり前、常識的なことということもお聞きしているのですが、この現代、いろいろな方法が発達してきているのですが、調べる方法ほかにはないのですか。

町民課長 この保育園の当初の契約の議決の際にも御質問があつてお答えいたしましたけれども、ボーリング等によって地下の地質岩盤は調査しております。ですが、岩盤の位置等はそれで推定することはできますが、あくまでもその点での情報から推定することです。それ以外の部分が必ずしもそのとおりになっているという補償はございません。で、今回のように転石につきましては、ボーリングを行いましても転石は抜けて岩盤までというところでボーリングを行いますので、その転石がどの範囲で存在しているか。そういうことを把握するには実際には数多くのボーリングを行うという必要があります。そういう作業を行う場合、どうかですけれども、そこは推定に支障のないというところで数を決めやっているものと思っております。

議長 ほかに。

6 高森 今、保育園を造っている所は、多目的多用途の平地なんですけど、我々は駐車場として利用しているところなので、あそこは昔から7メートルほどの深さで、いろいろなものを、要するに石やら全部入れ込んで平にしたそういう実績があるところなので、当然下に地下水が流れて、地盤がずるずるって動いている、そういう場所だと思うのですが、そこで石があるのが当たり前なので、その石をどうして除かなければならないか。その具体的な理由は。それから、当初予算には保育園は187,000千円だったのです。それが200,000千円になって、今度また3,000千円くらい追加があるのですが、こういうふうに工事の予算範囲以内でできない

こと、できないでやらないとか、そういうことはできないのですか。2つお願いします。

町民課長 まず転石の件でございます。転石につきましては、ボーリングによって推定をいたしました転石については、そのように埋めたという経緯があったとしても、どの程度あるかはわかりませんので、通常の岩盤、その上に土があるということで設計をいたしております。それともう1点、予算の件でございますけれども、予算につきましては大変お見苦しいことではございましたが、当年度当初で補正をお願いし、その後、入札をさせていただいております。で、その予算内での工事請負契約となっております。今回の補正増額につきましては、当初の補正後の工事請負の費用から請負の額の間でございますので、予算の変更はございません。

6 高森 たいてい埋め立てするときに1メートルくらい平にすると思うから、その下の2メートルか3メートルあたりにどかーんと石があると思うのですが、そこまで掘りこんでする、そういう大規模な保育園でしょうか。あるいは片屋根の平屋なのでべた基礎、水基礎さえやっておけば、それでほとんど十分なのですが、ふるってそういうことをするのはどういうことですか。

町民課長 基礎までの範囲を掘削した状態で転石が出ました。転石が出ておりますということは、その石がある状態では基礎を施工した後の締め固めができませんので、締め固めのできる土を残し、転石を除去したということではございます。

6 高森 下が危なかったらパイルを押し込んで、パイルで固定するとか、そういうような強化はできなかったですか。

町民課長 基礎の下の安定を図るには、おっしゃるようにパイルとかいろいろな方法がございます。この設計では、基礎の下、安定地盤の間をコンクリートのようなもので安定処理させるという方法をとっておりますので、その方法により設計どおりに施工されております。

議長 ほかに。

2 河野 変更額2,575,800円、この内訳がわかったら教えてください。

町民課長 ふるい分け約1,000千円、運搬400千円、転石処分900千円、それと当初、土を運ぶ予定でしたものとの差額がございますので、そこでマイナス400千円となります。今の合計額が約2,000千円となりますけれども、これは諸経費を除いた額でございますので、今の設計額の変更とは若干あわない部分がございます。

議長 ほかに。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第76号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は、起立を願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。議案第 76 号は、可決されました。

議長 日程第 12、議案第 77 号「財産の取得について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 77 号「財産の取得契約の締結について」、次のとおり財産の取得契約を締結したいので、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。契約の目的、防災拠点施設用地購入。所在地、設楽町西納庫字森田 6 番地 5 始め 18 筆。種目・地目、土地・雑種地。数量が 6,296.26 平方メートルでございます。契約の方法は随意契約。契約金額が 14,910,747 円。契約の相手方、愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号、愛知県、愛知県知事大村秀章。平成 27 年 12 月 1 日、設楽町長横山光明。防災拠点施設用地につきまして、愛知県と協議整いまして 14,910,747 円で購入できることになりましたので、契約を締結したいと思いますので、議会の議決を求めたいと思います。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

2 河野 防災拠点施設とありますけれども、どのような施設が計画されているのかをお聞かせください。

産業課長 防災拠点施設用地ということでございますけれども、場所がアグリステーションなぐらの反対側の用地でございます。ここに、アグリステーションなぐらに道の駅の機能として防災拠点の機能を付け加えようということで、土地を購入するものでございます。ここには備蓄倉庫ですとか、非常用発電装置等の設置を考えております。また平常時は、駐車場として利用できるような土地として活用していきたいとも考えております。以上でございます。

議長 ほかに。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 77 号を採決をします。採決は、起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 77 号は、可決されました。

議長 日程第 13、議案第 78 号「財産の取得契約の締結について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 78 号「財産の取得契約の締結について」、次のとおり財産の取得契約を締結したいので、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に

関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。契約の目的、町営バス、三都橋豊邦線のバスの購入でございます。契約の方法、随意契約。契約金額9,342,000円。契約の相手方、愛知県豊橋市下地町字橋口31番地、豊橋三菱ふそう自動車販売株式会社、代表取締役鈴木伊能勢。平成27年12月1日提出、設楽町長横山光明。町営バス三都橋線のバスを購入し、議会に付すべき契約の該当になりますので、今回提案をさせていただくものでございます。1枚はねていただきますと、予定価格、落札率等添付させていただいております。もう1枚はねていただきますと、町営バスの仕様ということで、マイクロバスのロングボディの定員が29名、4輪駆動車のATでABS付きでディーゼルエンジンの3000CC程度という内容で、使用につきましても記入をしてございますので、参考にしていただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

4 夏目 これを今説明聞いていますと、随意契約でなされたということなのですが、このようなマイクロバス、要するにロングボディのもので、なおかつ4輪駆動AT、ABS付きということにつきましては特殊車両ということで随意契約になったのか、要するに豊橋三菱ふそうがやっておりますが、こういうようなものについては三菱ふそうが全国的に、たとえば豊橋でなくても名古屋とか浜松とか、そういうところでも会社はあるかと思うのですけれども、そういうところと随意契約する前に相当見積もりを照らし合わせて、その結果、この随意契約になったのか、または特殊車両ということでなったか。その理由をお聞きします。

生活課長 調べたのですけれども、特殊車両でございまして、1社しか4WDございませんので、1社だけということでございました。以上です。

議長 ほかに。

10 田中 町営バス使仕様車のですね、主なものの中に簡易運賃箱という項目がありますが、前の車のものは使えないのでしょうか。

生活課長 この仕様の中で、これを求めてございますのは、形が違いますので新しいものを使うということでございます。

議長 ほかに。

10 田中 前のものは使えないかという質問なのですが。

生活課長 使えないために、新しいものを使います。以上です。

10 田中 使えないという根拠を示してください。

生活課長 バスの仕様が違いまして、形も違いますので使えません。

議長 ほかに。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第78号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 78 号は、可決されました。

議長 日程第 14、議案第 79 号「財産の取得契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 79 号「財産の取得契約の締結について」、次のとおり財産の取得契約を締結したいので、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。契約の目的は平成 27 年度庁用自動車、スクールバス名倉線のバスでございます。契約の方法は随意契約。契約金額は 7,560,000 円。契約の相手方は愛知県豊橋市下地町字橋口 31 番地、豊橋三菱ふそう自動車販売株式会社、代表取締役鈴木伊能勢。平成 27 年 12 月 1 日提出、設楽町長横山光明。仮契約を締結してございますので、議会の議決を求めるものでございます。1 枚はねていただきますと、参考資料、予定価格、落札率等が記載されてございます。もう 1 枚はねていただきますと、スクールバスの仕様等が記載させていただいております。このスクールバスにつきましては、9 月議会でお認めをいただきました。当初、4 駆がほしかったわけでございますけれども、4 駆のバスがなかったためにちょっと。情報として、4 駆が出るということで 9 月議会において追加の補正をさせていただいております。その内容でございます。ですのでマイクロバスの 4 輪駆動の A T の A B S 付き、ディーゼルエンジンの 3000 C C 程度という内容で購入をさせていただきたいという内容でございます。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

11 松下 2 つ続けてスクールバスの買い取りが出ているわけですが、前の車が 9,342 千円、名倉線については 7,560 千円ということで、車自体は同じであって、中身見ると仕様が違っているためにこの差額が 1,800 千円くらい出ているというふうに認識しているのですが、これは路線によってこの仕様を変えなければならないのか。町民の一般的な公平な平等なサービスということになると、仕様も僕は同じでなければおかしいかなと思うのですが、そのへんはどういう見解で購入にいたったのか、御説明願います。

教育課長 今、議案にあがっているのはスクールバスでありまして、町営バスは御存知のとおり派手な色が塗ってあるやつで、料金箱とかいろいろあるのですが、スクールバスはそういうのが全ていりませんので、寒冷地仕様というくらいで、あとはそのままありますので、そういう値段の差が出ていると思います。

10 田中 特別装備の中で、車番表示というものはどういうものなのか。

教育課長 ボディのサイドに付ける表示です。

議長 ほかに。

2 河野 スクールバスということだと、名倉地区の子供たちの行き帰りのみに使う

バスというふうに理解していいのかどうか。それからそうしますと、今まで通っているのには町営バスを使っていたと、僕は聞いていたのですが、それは以後使わなくなるということでもいいのか。2点お願いします。

教育課長 運行体制は依然そのままであります。

議長 ほかに。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 79 号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 79 号は、可決されました。

議長 日程第 15、議案第 80 号「設楽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 80 号「設楽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について」、設楽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 27 年 12 月 1 日提出、設楽町長横山光明。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び同法第 19 条第 9 号に基づく特定個人情報の提供に必要なため、この条例を設けるものでございます。詳細につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

総務課長 それではこの条例について説明をさせていただきます。まず条例の骨子ですけれども、今、提案説明の中にもありましたように、番号法の中で、別表が規定されていまして、そちらに規定されている事務については、団体間、たとえば設楽町ですと設楽町の同一機関内での特定個人情報のやりとりと、同一地方公共団体、設楽町の中のたとえば町長部局と教育委員会部局を含めたものとしての、特定個人情報のやりとりを可能にするということで、ちなみに番号法の第 9 条第 2 項によりますと、市町村等が個人番号を用いてその効率性とか、そういうもののためにマイナンバーを使うことができるということではありますが、その法律の規定の中においては条例において定めるものという規定が法律にありますので、今回、この法律を定めて番号法で規定されている社会保障、税、一部災害対策の部分での事務にのみ使うことができるという形で、厳格に管理されているものですから、今回条例を定めるものであります。もう 1 つ、番号法の第 19 条の 9 号というのが今回の条例の中の第 1 条の中で引用されていますが、この 19 条の 9 号というのは、地方公共団体の機関が条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関にその事務を処理するために必要な特定個人情報を提供するという

ことで、先ほど言いましたように、町長部局に対して教育委員会部局がマイナンバーを用いてもよろしいという事務についてのみ、情報提供をお願いするという
ことで、これも条例で定めないと、このことは提供の制限という条文であります
ので、その提供の制限に抵触しますので、今回条例を定めるものであります。そ
れでは内部的に、逐条について説明をいたします。まず第1条ですが、先ほど申
しましたように番号法の第9条第2項に基づく個人番号の利用、それと第19条第
9号に基づく特定個人情報の提供に関して、必要なものを定めるという趣旨規定
であります。第2条は、番号法で引用していますそれぞれの用語の定義を条例で
再度規定するものであります。第3条は町の責務ですが、番号法の第5条におい
て社会保障、税番号制度の導入にあたっての地方公共団体の責務が定められてい
ます。条例においても、個人情報の利用について、町の責務を規定するものであ
ります。中の条文の中では、適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずる
ということ、皆さんが一番心配していると思われるその情報の管理、セキュリ
ティ対策を町の責務として万全を期すというのが、条例で規定するものでありま
す。第4条は個人番号の利用範囲であります。まず第1項については、法の第
9条第2項で定める事務は、個人番号を利用することができるという規定であり
ます。第2項は、事務の処理に必要な限度内で町長部局及び教育委員会部局自ら
が保有する特定個人情報を利用することができるということ、一般的には町長
部局の中の庁内連携ということにおいても、マイナンバーを利用することができ
るということであり。第5条ですが、この第1項、非常にわかりにくい表現
で規定されていますので、ちょっと裏面の別表のほうを見ていただきたいと思
います。第5条のこの条文を、別表の中で置き換えて説明いたしますと、この第1
覧というのが教育委員会です。第2覧というのが、ここでいう事務、学校保険安
全法による医療に要する費用についての援助に関する事務という規定であります。
第3覧というのが情報提供機関。この場合、町長部局でありますので町長です。
第4覧は住民票関係情報であって規則で定めるとというのが、特定個人情報という
位置づけになっていまして、それをあてはめて解釈しますと、教育委員会が町長
に対して学校保険安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務を
処理するため、住民票、関係情報、いわゆる特定個人情報の提供を求める場合、
町長が特定個人情報を提供するというので、この条例を定めなければ町長部局
と教育委員会部局との情報のやりとりはできないということ、今回条例を定め
るものであります。第6条は規則への委任でありまして、附則ですが、個人番号
の利用開始にあわせまして、平成28年1月1日から施行するものであります。た
だし書きで法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行するという、
このものについては、現段階においては施行の日を定めている省令はまだござい
ませんが、予定では平成29年7月を予定しているものであります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

4 夏目 ただいまの説明についてはわかります。私も別表を読みましたのですけれど

も、少しわからないところがありますのでお聞きします。教育委員会と町執行部とはこの条例で定まるわけですが、たとえばの場合に農業委員会だとか、それから愛知県のほうでやっている公平委員会、要するに個人の番号だとかそういうものについてはまた必要な場合が想定されますが、こういうところは別表のほうではどういうふうになっているのか。またそれも必要性があるのか、ないのか。そのへんもお聞きします。

総務課長 今言われたとおり、当然町長と教育委員会、また機関が違います。農業委員会も違います。ただしこのマイナンバーを利用提供できる事務は、税、社会保障、一部災害対策ということで限定されています。国のほうの改正とかいうことは、将来的にはあるかもわかりませんが、現段階において、教育委員会と町長部局でやりとりができる情報は、この別表に定める学校保険安全法の関係の事務のみでありますので、当然ながらそういう事務が新たに加わってくれば、この別表の中で改正を行っていきます。もう1点、前の夏目議員の一般質問のときにも答弁をしましたが、税、社会保障のくくりの分野の中で、今回までまだ特に法別表の中で定められていないが、それに類する事務としてマイナンバーを扱うことが適切な事務であれば、町独自で、マイナンバーを使った事務をやることのできるということになっていますが、まだ始まる前の話ですので、まずはやるべきことをきちんと町の責務として実施していくことが一番大事ですので、当面は法で定めた事務を確実にやっていくということで、条例については載せてありません。独自事務をやる場合には、この別表が別表1になって、独自事務が別表2になるというような改正が、将来的にはあるかと思えます。以上です。

議長 ほかに。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第80号を総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第80号を総務建設委員会に付託をします。

議長 日程第16、議案第81号「設楽町ふるさと寄附金基金条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案81号「設楽町ふるさと寄附金基金条例について」、設楽町ふるさと寄附金基金条例を地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出する。平成27年12月1日提出、設楽町長横山光明。ふるさと寄附金基金を設置するためでございます。最近、ふるさと納税の納税額が増えてきております。その方々の意思を、しっかりと反映するために、寄附金の基金条例を作りたいと思っております。詳細につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

財政課長 それでは条例の文のほうをよろしくお願ひします。まず設置の目的ですが、

第1条にあります。「設楽町を応援しようとする人々から収受した寄附金を適正に管理運用し、個性豊かで活力あるふるさとづくりに資するため、設楽町ふるさと寄付金基金を設置する」ということです。第2条から第5条までの基金の管理運用に関しては、これまである財政調整基金とかさまざまな基金の運用と同じでございます。毎年度、予算で定めて金融機関等への預金という形で管理していきま。振替運用ということで、第5条ですが、「財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる」としております。第6条のほうで、先ほど町長が申しあげました寄付者の目的に対しまして、きちんとした運用をするために、第1号から第7号までのそれぞれの目的を寄付者のほうに指定していただいて、寄附を基金から処分して、その寄附の目的を達成するといった管理をすることをここで謳っております。7条のほうで寄附金の指定ということで、先ほど申し上げたこれら7項目を寄附していただくときに、指定していただくということでやっていくという内容であります。附則としまして、「この条例は、公布の日から施行する」というものです。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

4 夏目 先ほど、副町長の説明ですと、ふるさと納税が増えたからこの基金条例を制定するというふうに説明があったかと、私は聞きましたが、納税と寄附付金とではちょっと趣旨が違います。この寄附金のほうは納税ではなくて、寄附金を納税のほかに受けて、それを基金に受け入れるということでもいいかどうかを、再度第1点目でお聞きします。

財政課長 ちょっとややこしいのですが、ふるさと寄附金といういわゆるふるさと納税で寄付をされた方が、自分の納税地のほうでこの寄附金の控除を受けられるということで、寄附者の人がする行為はあくまでも寄附ということになります。でそれが納税のほうで、自分の納税地のほうでは寄附の控除を受けられるという、そういうので、そういう理解でお願いしたいと思います。

4 夏目 そうしますと、確か全協のほうで前に説明を受けておまして、30,000円、それから20,000円、10,000円でしたかね、そんなようなランクがあって、Aコース、Bコース、Cコースということになっておりますが、現在までに、町民を代表して聞くわけですが、いくらぐらいのふるさと納税があって、その累計額がですが、現時点で結構ですけれども、今回補正で500千円補正されてはいますが、見通しとしてはだいたいどのくらいまで積み立てる予定になるか。要するに現時点の金額と、年度末ぐらいの見通し、そのへんをちょっとお聞きします。

財政課長 今回、御指摘のように補正予算のほう入れさせていただいたのですが、その補正の根拠としまして、今年の9月末時点までの収入額が約1,173千円。10月11月の実績を踏まえた28年の3月、年度末までの見込みが1,327千円。これの合計で2,500千円ぐらいは、本年度中に寄附していただけると見込んでおります。以上です。

4 夏目 最後に、ここの条例の中のですね、第7条第3項事業及び寄附の内容について公表するものとするがありますが、この公表時点は年度末と解釈してよろしいでしょうか。

財政課長 はい。いつも広報したらとかホームページのほうで決算の状況の報告をさせていただいておるのですが、その時点で、同じタイミングで報告をしたいと考えております。

議長 ほかに。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。議案第81号を総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第81号を総務建設委員会に付託をします。

議長 日程第17、議案第82号「設楽町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第82号「設楽町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について」、設楽町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を地方自治法第96条第1項の規定のより別紙のとおり提出する。平成27年12月1日提出、設楽町長横山光明。農業委員会等に関する法律が改正されました。農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める必要が生じたので、定数を定める条例を提出させていただきます。1枚はねていただきますと、条例の案を添付させていただいております。まず農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数は次のとおりとすることで、農業委員8名、推進委員8名とするものでございます。この条例につきましては、平成28年4月1日から施行するものでございます。2項としまして、「次に掲げる条例は、廃止する」ということで、旧法の適用になります「設楽町農業委員会委員の定数条例」「設楽町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する条例」「設楽町農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例」、これらは必要なくなりますので、廃止をするものでございます。3項としまして「設楽町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する」という内容で、農業委員につきましては今までの額と同じとすることで、農地利用最適化推進委員につきまして、農業委員会の委員さんの年額報酬と同じとすることで220,000円という項目を1項目入れさせていただくという内容の条例でございまして、以上説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

10 田中 この条例改正によりまして、農業委員会が今まで農政ですとか農地について

建議ができたと思うのですが、それはできなくなるのでしょうか。引き続きできるのでしょうか。それから農民の代表機関という位置づけがありました。そういうものはもうなくなってしまうのか。2点についてお尋ねをします。

産業課長 まず1点目の建議につきましては、建議はできなくなるということでございます。また農民の代表の機関ということでございますけれども、農業委員会というのは今回の業務にもありますけれども、農地利用の最適化の推進をしていく機関ということでとらえております。以上でございます。

10 田中 農民の代表機関ではなくなって、農民を代表していろいろ意見を言ったりすると、農民の地位向上のためにがんばるということはもうできなくなるというふうになりますと、課長の言うとおりの農地の流動化だけということになりますと、これは農政上、あるいは農業振興上、あまりいい話ではないように思うのですが、どうかということが1つ。それから本当に建議ができないのですか。国会なんかの答弁を聞きましたら、「いや建議はできますよ」という答弁を農水大臣がしているようではありますが、その点はいかがでしょうか。

産業課長 建議ができないということは確かでございます。また農民の代表といえますか、農業委員会の役目としましては農地転用とか農地の無断転用の防止とか解消などの農地法に基づいて、農業委員会の権限に属する事項について審議していただいたり、農地利用の集積集約化、耕作放棄地の解消などの農地利用の最適化についての審議等を行うわけですが、農地を持っておられる方と話し合いをしながら進めていくことになると思いますので、農民の皆様の農地を持たれている、農業をされている方の御意見を十分聞いていける委員会になると思っております。

議長 ほかに。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。議案第82号を総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第82号を総務建設委員会に付託をします。

議長 日程第18、議案第83号「設楽町税条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第83号「設楽町税条例等の一部を改正する条例について」、設楽町税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出する。平成27年12月1日提出、設楽町長横山光明。地方税法の改正及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い所要の改正が必要となったため、一部改正をさせていただくものでございます。詳細につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

財政課長 それではお手元に配布してあります、平成27年12月1日提出、設楽町税

条例等一部改正逐条解説の両面刷りですが、こちらを使いまして説明させていただきます。必要に応じて新旧対照表のほうも御覧ください。まずこの一部改正は2条立てしております。まず第1条による改正ですが、これは納税の猶予の制度の関係です。納税者の負担の軽減を図るとともに早期かつ的確な納税の履行を確保するため、納税の猶予制度の見直しを規定するものであります。国税におきましては、国税通則法及び国税徴収法の改正を平成27年4月1日から施行しており、地方税法の改正は平成27年3月31日に交付され、平成28年4月1日から施行されます。このため本条例改正が必要となりました。分割納付による徴収の猶予それから換価の猶予。換価というのは差し押さえ財産を金銭化することです。これまでの滞納整理事務において、すでに設楽町においても実施はしておりますが、条例による規定はありませんでした。納税者の理解が得られやすいようにするために、国税と同様の取扱いをするものであります。第8条の改正ですが、徴収猶予は納付期限ごとの納付金額を定めて上で、分割納付の方法によることができる旨、規定するものであります。次のいずれかの事実に基づき、町税を一時に、一括して納付することができない場合に、この猶予を認めるというものです。まず財産につき、震災その他の災害を受け、または盗難にかかったこと。2番として、納税者その他親族が病気負傷したこと。3番として、事業を廃止、休止したこと。4番、事業について著しい損失を受けたこと。5番として、1から4に類する事実があったこと。これらの事実がある場合に猶予を認めるというものです。9条としては、徴収猶予の申請手続きについて規定するものであります。申請書に記載する内容ですが、納付困難な事情の詳細。それから猶予してほしい金額。猶予してもらいたい期間。それから分割納付でやるのかやらないのか。5番としては猶予金額が1,000千円を超えて猶予期間が3か月を超える場合は、担保を提供していただくこととなりますので、その提供する担保の種類、数量、価額、所在を示していただくというものです。申請に添付する書類としては、財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類、猶予を受けようとする日前1年間の収支の実績、同日以後の収支の見込みを明らかにする書類。それから3番として、担保の提供に必要な書類ということです。猶予期間の延長を申請することもできまして、その場合は猶予期間内に納付が困難な事情の詳細、延長する猶予金額、延長する猶予期間を申請していただくこととなります。申請した内容に訂正事項がある場合は、訂正を求める通知を受けた日の翌日から、役場のほうが受けた日の翌日から起算して20日以内に訂正等をしなければならないとしております。次10条です。10条は町長による、職権による換価の猶予、猶予期間の延長について規定するものであります。必要に応じて第9条で定める書類の提出を求めることができるとしております。次のいずれかに該当し、納税について誠実な意思を有していると認められる場合に適用することができます。1番として財産の換価を直ちにすることにより、その事業の継続またはその生活の維持を困難にする恐れがあるとき。2番として財産の換価を猶予することが直ちにその換価をすること

に比べて、滞納調整及び最近において納付すべきこととなる町税を徴収する上で有利であるとき。こういった場合に適用できます。次 11 条です。換価の猶予の申請手続きについて規定するものであります。申請期限は、納付期限は 6 か月以内で一括して納付することにより事業の継続または生活の維持を困難にする恐れがあり、納税について誠実な意思を有していると認められる場合に適用できます。必要事項は第 9 条の例と同じであります。第 12 条で担保の徴収基準を規定しております。担保が不要な場合は、1,000 千円以下の猶予金額の場合。これは猶予期間が 3 か月以内の場合。3 番として担保を徴収することができない特別の事情がある場合ということにしております。次 23 条ですが、第 9 条第 2 項第 4 号で地方税法施行令について「令」と略称を定めておりますので、ここでそれを規定しておるものであります。

次第 2 条による改正ですが、これはマイナンバー法に基づく軽微な改正であります。これは平成 27 年 3 月 31 日に専決した一部改正があるのですが、この一部改正をさらに一部改正するという、ちょっと複雑な内容になっております。第 2 条第 3 号では納付書のほうにマイナンバーを記載しないとするものです。3 月 31 日の専決の改正では、納付書にもマイナンバーを記載するということになっておりましたが、これを記載しない等とするものです。第 2 条第 4 号は今度は納入書のほうにマイナンバーを記載しないとするものであります。第 36 条の 2 第 9 項から第 149 条第 1 号までは同じ内容の改正であります。内容としては、「法人番号は行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号」とするものであります。この法人番号というのは国税長官が法人等ごとに、特定の法人等を識別するための法人番号を指定し、通知したものであります。なお対象外の法人とかあと人格のない社団等については、国税長官への届出により法人番号の指定を受けることがされてきます。附則の第 1 条第 4 号ですが「第 2 条第 3 号及び第 4 号」を削除によって同規定の施行期日を削るものであります。以上であります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。議案第 83 号を総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 83 号を総務建設委員会に付託をします。

議長 日程第 19、議案第 84 号「設楽町町営バス条例の一部を改正する条例について」と日程第 20、案第 85 号「設楽町町営バス使用料徴収条例の一部を改正する条例について」を一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 84 号「設楽町町営バス条例の一部を改正する条例について」、設楽町

町営バス条例の一部を改正する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 27 年 12 月 1 日提出、設楽町長横山光明。東栄設楽線の運行区間の変更に伴いまして、運行距離が変わってきますので、その距離の変更をする内容でございます。設楽バイパスの岩古谷トンネルの開通に伴いまして、堤石トンネルを通るルートから岩古谷トンネルを通るルートに変更するため条文改正をするものでございます。

続きまして、案第 85 号「設楽町町営バス使用料徴収条例の一部を改正する条例について」、設楽町町営バス使用料徴収条例の一部を改正する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定のより別紙のとおり提出する。平成 27 年 12 月 1 日提出、設楽町長横山光明。説明については同様の内容でございます。1 枚はねていただきますと改正条例の条文がございます。

第 3 条の定期路線バスの表中、23.3 km を 21.6 km に改め、同条の不定期路線バスの表中 15.1 km を 19.6 km に改めるものでございます。この条例は規則で定める日から施行するとなっております。JR 東海のダイヤ改正が通年 2 月か 3 月ごろ予定されておりますけれども、そのダイヤ改正に合わせてそこからバスも変えていきたいという内容のものでございます。

続きまして使用料徴収条例の方でございますけれども、先ほども申し上げましたように、路線が変わってまいりますので、新たに「新黒倉」のバス停、それから「新和市」のバス停を設けます。それと今までありました「平山口」のバス停については廃止するという内容で、料金については 200 円でございますので、料金については変わらないという内容の改正でございます。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

5 金田 料金の改定の際に恐縮ですが、平山口のバス停がなくなって平山口の代わりのバス停はどこになっていますか。

副町長 新しい岩古谷トンネルできまして、今まで堤石をとおったわけです。その旧の国道の方から下に降りてきますので、今までありました平山口がなくなりまして、新黒倉と新和市と、トンネルの入口と出口が増えるという内容でございます。

議長 ほかに。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第 84 号と議案第 85 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 84 号と議案第 85 号を文教厚生委員会に付託をします。

議長 日程第 21、議案第 86 号「設楽町国民健康保険条例及び設楽町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 86 号「設楽町国民健康保険条例及び設楽町介護保険条例の一部を改正する条例について」、設楽町国民健康保険条例及び設楽町介護保険条例の一部を改正する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 27 年 12 月 1 日提出、設楽町長横山光明。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い所要の改正が必要となるため、一部改正をする条例を提出させていただきます。詳細につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

町民課長 新旧対照表で説明をさせていただきます。国民保険条例につきましては、(特例対象被保険者等に係る届出) 第 33 条の 3、(徴収猶予) 第 37 条、(保険料の減免) 第 38 条、それぞれの申請につきまして、氏名、住所の記載であったものについて個人番号を追加して記載をお願いするという内容でございます。

次に 1 枚めくっていただきまして、裏側になります。介護保険条例についても同じような改正をいたします。(保険料の徴収猶予) 第 10 条、(保険料の減免) 第 11 条につきまして、個人番号を追加する改正を行うものでございます。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

4 夏目 先ほど税のほうでは、通知書のほうへ個人番号の記載はしないように改められております。税のほうで。この国民健康保険条例のほうの、またはそれともう 1 つは介護保険条例のほうの、本人から申請する場合には個人番号を記載するようになっておりますが、納付書等通知するほうについてはですね、なるべく個人番号は通知しないほうがいいと思いますけれども、そういう配慮はされるかどうかをお聞きします。

町民課長 そちらへの記載はございません。

議長 ほかに。

(なし)

議長 よろしいですか。質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。議案第 86 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 86 号を文教厚生委員会に付託をします。

議長 日程第 22、議案第 87 号「平成 27 年度設楽町一般会計補正予算 (第 4 号)」から日程第 27、議案第 92 号「平成 27 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算 (第 3 号)」までを一括として議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 87 号「平成 27 年度設楽町一般会計補正予算 (第 4 号)」、平成 27 年

度設楽町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,950千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,272,731千円とする。2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。地方債の補正、第2条地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。平成27年12月1日提出、設楽町長横山光明。3ページをお開きいただきたいと思います。第2表地方債の補正でございます。臨時財政対策債の発行限度額が示されてまいりましたので、限度額を176,800千円に改める地方債の補正でございます。続きまして補正予算に関する説明書の歳出のほうから説明をしたいと思います。6ページをお開きいただきたいと思います。第2款総務費、第1項1目一般管理費でございます。職員手当、共済費につきましては、職員異動等に関しまして各種手当での増、超過勤務手当が増加したための手当の増、それから共済組合、標準報酬月額の見直しによりまして、負担額の変更がございましたので、増額を補正するものでございます。以下、各款におきまして、人件費については同様な補正を行っておりますので、説明を省略させていただきます。3目電子計算費につきましては、選挙年齢が18歳に引き下げられるため選挙管理のシステム改修が必要となりました。国庫により財源補填がされるため財源の組み替え等でございます。5目企画開発費では、ふるさと納税額の増加が見込めるため、それに伴い返礼品も増額をさせていただきます。9目情報通信基盤整備費では、情報ネットワーク特別会計への繰出金を増額いたします。第3款民生費第1項1目社会福祉総務費では、福祉移送サービス事業で使用車両の不具合が発生したため、車椅子のまま乗車できる車両を購入することとし、12節役務費で手数料、保険料。18節備品購入費で車両の購入費。第27節公課費で自動車重量税の補正を行います。23節償還金、利子及び割引料では、障害者自立支援給付費、障害者医療費で過年度分の国庫負担額が確定したため、返還金の補正をいたします。28節繰出金では、国保保険基盤安定にかかる繰出金の額の確定により増額補正をいたします。2目老人福祉費28節繰出金でございます。後期高齢者医療特別会計で過年度療養給付費負担金、償還金が増額となったため、一般会計からの繰出金を減額いたします。第2項1目児童福祉総務費7節賃金では名倉地区学童保育指導員の賃金に不足を生じてまいりましたので、増額補正をいたします。18節需用費では、津具保育園で昨年度暖房機が故障したため急きよ家庭用灯油ファンヒーターで対応いたしました。給油等に不便をきたすことから古い暖房機器の撤去と3台の温風暖房機の設置費用を計上いたします。19節負担金、補助及び交付金では、名倉保育園の新園舎建設に伴い水道管の口径を20mmから25mmに変更することから、差し引き分について簡易水道、農業集落排水の負担金の計上をいたします。また旧園舎から新園舎にインターネット設備を移設する工事負担金も計上をいたします。次に第4款衛生費第1項4目環境衛生費13節委託料では当初公共下水道処理場における環境影響調査を行う予算計上をいた

しましたが、北設広域事務組合のし尿処理場と下水終末処理場を同一敷地内に建設する方向で進むこととなりましたので、環境影響調査費は北設広域側で実施することによりまして、調査委託料を減額いたします。22 節補償補填及び賠償金では、下水終末処理場建設予定地の詳細調査の結果、移転補償物件の増加によりまして、補償費の増額をいたします。28 節繰出金では、簡易水道特別会計に人件費の増額により、農業集落排水特別会計には中間納税額の不足により、それぞれ増額補正をいたします。第 5 款農林水産業費第 1 項 2 目農業振興費 11 節需用費では、田峯環境改善センターの浄化槽のブロアの故障により、修繕費を増額いたします。多面的システム使用料が無料となったため使用料を減額し消耗品費をその分増額をいたします。19 節負担金、補助及び交付金では、トマトパイプハウスの井戸掘り工事の助成と穀物雑穀類異物選別機購入の補助金を増額いたします。23 節償還金、利子及び割引料では経営体育成支援事業補助金の返戻金が発生しましたので増額をいたします。次 10 ページのほうをお開きいただきたいと思います。第 2 項 2 目林業振興費 13 節委託料では、あいち森と緑づくり事業委託料で施行面積に増加が発生しましたので、増額の補正をいたします。第 6 款商工費 4 目観光施設管理費では、面の木園地の取水ポンプが落雷の影響で故障したため、ポンプ制御板等の修繕経費、それとグリーンパークの畳替えを開業当初から行っておらず、経年劣化が激しいため取り替えの経費も補正いたします。11 ページ第 7 款土木費第 2 項 2 目道路維持費 15 節工事請負費では緊急維持修繕箇所が増加したため増額の補正をいたします。28 節繰出金では、八橋天堤線での改良工事に伴う水道管移設工事に不足を生じたので、不足分を繰り出したいたします。第 4 項 1 目住宅費では入居率が 80%を下回った月の空き家分の共益費を町が負担することとなっておりますので、町営住宅空き家分共益費負担金の増額をいたします。今建設しております杉平向住宅の北設情報ネットワーク加入負担金 18 戸分の増額補正もいたします。12 ページをお開きください。第 9 款教育費第 4 項 3 目文化文化財費 1 節報酬です。文化財保護審議会委員を 1 名増員したため、報酬の増額をいたします。11 節需用費では津具文化資料展示センターに貯蔵している絵画の保護のため除湿器を運転しておりますが、電気代が不足してきましたので増額いたします。第 5 項 3 目学校給食調理場費 7 節賃金では、調理員の体調不良やサルモネラ菌対策等で支出が増えましたので、増額補正をいたします。13 ページ第 12 款諸支出金第 1 項 1 目積立金では、平成 27 年 12 月にふるさと寄付金基金を創設することにするため、積立金を新規計上いたします。財政調整基金一般積立金につきましては、財源調整をいたしましたものでございます。戻っていただきまして、歳入の説明をいたします。3 ページをお開きください。第 14 款国庫支出金につきましては、国保基盤安定制度の額の確定によるもの選挙人名簿システム改修費補助金の増加に伴いまして、それぞれ増額補正をいたします。第 15 款第 1 項 1 目総務費県負担金 1 節ダム対策費負担金では下水道終末処理場環境影響評価を実施しないことによる減額でございます。2 目民生費県負担金につきましては、国保基盤安定制度

の負担金の額の確定によるものでございます。第2項4目農林水産業費県補助金2節農業振興費補助金については、鳥獣被害防止総合対策事業費交付金が補助金に変わってきたため、5ページの第20款諸収入第4項3目11節交付金を減額し、補助金に移し替えたものでございます。第3項3目1節林業振興費委託金については、歳出で説明をしましたあいち森と緑づくり事業の事業拡大に伴う県委託金の増額補正でございます。第17款寄附金第1項1目2節ふるさと寄附金は寄付額が伸びてきているため、増額補正をいたします。第20款第4項3目11節農業振興費収入では、鳥獣被害防止総合対策交付金は補助金からの移し替えで、県補助金戻入については雪害対策助成におきまして、消費税まで助成したことがございまして、助成対象とならない消費税分を返還してもらう額を補正いたします。第21款町債は臨時財政対策債発行限度額が決定してまいりましたので、減額をいたします。以上、一般会計の補正の概要を説明いたしました。

続きまして、議案第88号「平成27年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」、平成27年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63,683千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ738,496千円とする。2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成27年12月1日提出、設楽町長横山光明。それでは補正の詳細につきまして、歳出から説明をしていきたいと思っております。補正予算に関する説明書の5ページのほうをご覧ください。第2款第1項1目一般被保険者療養給付費、第2項1目一般被保険者高額療養費、第3款第1項1目後期高齢者支援金、第6款第1項1目介護保険納付金、これらにつきましてはそれぞれ本年度前期の支出実績が当初見込みより増加していることによりまして、増額補正をいたします。次に歳入でございます。3ページに戻っていただきたいと思っております。第4款国庫支出金、第5款療養給付費交付金、第8款共同事業交付金、第9款繰入金につきましては、先ほど説明したとおり給付費等が増加したことによりまして、法定負担率分の各財源の増額補正をいたします。4ページの第9款第2項基金繰入金につきましては、財源調整のための増額補正でございます。

続きまして、議案第89号「平成27年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」、平成27年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成27年12月1日提出、設楽町長横山光明。それでは補正の詳細について、歳入から説明をしていきます。補正予算に関する説明書3ページをお開きください。第5款第2項第3目過年度療養給付費負担金償還金について、額が確定したことによりまして、財源調整のため第3款の第1項一般会計繰入金の減額をするものでございます。

続きまして、議案第 90 号「平成 27 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第 3 号）」、平成 27 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 720 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 548,784 千円とする。2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。平成 27 年 12 月 1 日提出、設楽町長横山光明。それでは補正の詳細について、歳出から説明をしていきます。補正予算に関する説明書の 4 ページのほうをお開きいただきたいと思います。第 1 款第 1 項 1 目 3 節職員手当について、本年度前期の支出実績を踏まえまして、時間外勤務手当の増額を行います。第 2 款第 1 項 4 目 15 節工事請負費について、町道八橋天堤線の水道管移設工事が完了したことによる精算として増額補正をいたします。次に歳入です。3 ページのほうを戻ってお開きください。第 5 款第 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、歳出の増額に伴い財源調整として増額をするものでございます。

続きまして、議案第 91 号「平成 27 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）」、平成 27 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,363 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 175,231 千円とする。2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。平成 27 年 12 月 1 日提出、設楽町長横山光明。続きまして補正予算に関する説明書のほうをお開きいただきたいと思います。4 ページのほうをお開きいただきたいと思いますが、平成 26 年度の確定申告によりまして、消費税の 28 年 3 月の中間の納付額が決まってまいりました。それが不足するために消費税の支出の補正をいたします。戻っていただきまして、歳入のほうでその分を一般会計の繰入金から対応するという内容でございます。

続きまして、議案第 92 号「平成 27 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算（第 3 号）」、平成 27 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 529 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 275,604 千円とする。2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。平成 27 年 12 月 1 日提出、設楽町長横山光明。補正予算に関する説明書のほうをお開きいただきたいと思います。4 ページのほうをお開きいただければ、歳出でございます。第 1 款第 1 項 1 目の総務管理費につきましては、職員の時間外勤務手当が実績によりまして増えてきておりますので、309 千円の増額補正をさせていただきます。2 目のネットワーク維持管理費でございます。23 節償還金、利子及び割引料でございますけれども、特例措置の適用に伴う北設情

報ネットワーク加入時の工事負担金の減額に伴う還付でございます。ネットワークの条例中、特例でテレビ組合の解散した日に属する年度まで減額できるとなっておりますけれども、平成 26 年度に八橋地区の住民がダムで移転工事をしたときの請求額は正規の額としていただきました。実は平成 26 年度当時、八橋テレビ組合はまだ解散をしておりませんでしたので、減額の対象になるということがわかりましたので、過誤納還付金として 220 千円を返させていただくという内容でございます。戻っていただきまして、歳入のほうで一般会計の繰入金 219 千円と、豊根それから東栄町からいただく事務の受託金あわせまして、歳出のほうで説明した時間外手当と過誤納還付金のほうにあてさせていただくという内容でございます。

以上で一般会計及び特別会計の補正の概要を説明させていただきました。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は、1 件ごとに行います。議案第 87 号「平成 27 年度設楽町一般会計補正予算（第 4 号）」の質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。議案第 87 号は所管ごとに分けて総務建設委員会と文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 87 号を所管ごとに総務建設委員会と文教厚生委員会に付託をします。

議長 議案第 88 号「平成 27 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」の質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。議案第 88 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 88 号を文教厚生委員会に付託をします。

議長 議案第 89 号「平成 27 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）」の質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。議案第 89 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 89 号を文教厚生委員会に付託をします。

議長 議案第 90 号「平成 27 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第 3 号）」の
質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。議案第 90 号を文教厚生委員会に付託することに御異議
ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 90 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 91 号「平成 27 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）」
の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。議案第 91 号を文教厚生委員会に付託することに御異議
ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 91 号を文教厚生委員会に付託をします。

議長 議案第 92 号「平成 27 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算（第 3 号）」
の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。議案第 92 号を総務建設委員会に付託することに御異議
ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 92 号を総務建設委員会に付託をします。

議長 以上で、本日の日程は、すべて終了しました。本日は、これで散会とします。
散会 午後 4 時 16 分